# 野村ファンドラップ日本債券

## 追加型投信 国内 債券

## 【投資信託説明書(請求目論見書)】

(2018年10月13日)

この目論見書により行なう野村ファンドラップ日本債券の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2018年10月12日に関東財務局長に提出しており、2018年10月13日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】: 野村アセットマネジメント株式会社【代表者の役職氏名】: CEO兼執行役社長 渡邊 国夫【本店の所在の場所】: 東京都中央区日本橋一丁目12番1号

【縦覧に供する場所】 : 該当事項はありません。

## 野村アセットマネジメント

## 目次

目次		. 2
第一部	【証券情報】	. 3
( 1	)【ファンドの名称】	. 3
( 2	)【内国投資信託受益証券の形態等】	. 3
( 3	)【発行(売出)価額の総額】	. 3
( 4	)【発行(売出)価格】	. 3
(5	)【申込手数料】	. 4
(6	)【申込単位】	. 4
( 7	)【申込期間】	. 4
( 8	)【申込取扱場所】	. 4
(9	)【払込期日】	. 4
(1	0)【払込取扱場所】	. 5
(1	1)【振替機関に関する事項】	. 5
(1	2)【その他】	. 5
第二部	【ファンド情報】	. 6
第1	【ファンドの状況】	. 6
1	【ファンドの性格】	. 6
2	【投資方針】	11
3	【投資リスク】	20
4	【手数料等及び税金】	23
	【運用状況】	
第 2	【管理及び運営】	34
1	【申込(販売)手続等】	34
	【換金(解約)手続等】	
	【ファンドの経理状況】	
	【財務諸表】	
	【ファンドの現況】	
	【内国投資信託受益証券事務の概要】	
	【委託会社等の情報】	
	【委託会社等の概況】	
	【委託会社等の概況】	
	【事業の内容及び営業の概況】	
	【委託会社等の経理状況】	
	【利害関係人との取引制限】	
	【その他】	
約款		96

#### 第一部【証券情報】

## (1)【ファンドの名称】

## 野村ファンドラップ日本債券

(以下「ファンド」といいます。なお、「野村ファンドラップ日本債券(毎月分配型)」と称する場合があります。)

ファンドは、投資一任口座の資金を運用するためのファンドです。ファンドを購入できる投資者については、後述の「(12)その他 申込みの方法」をご参照ください。

## (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当り1円です。

信用格付

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

## (3)【発行(売出)価額の総額】

2兆円を上限とします。

## (4)【発行(売出)価格】

取得申込日の基準価額 とします。

なお、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

## (5)【申込手数料】

ありません。

## (6)【申込単位】

1円以上1円単位とします。(当初元本1口=1円)

## (7)【申込期間】

2018 年 10 月 13 日から 2019 年 10 月 11 日まで \*申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

## (8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

## (9)【払込期日】

投資者は、取得申込日から起算して4営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、 販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、野村信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

## (10)【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

## (11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

## (12)【その他】

## 申込みの方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

ファンドは、投資一任口座の資金を運用するためのファンドです。

ファンドの買付けの申込みを行なう投資家は、販売会社に投資一任口座を開設した者等に限るものとします。 当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあります。

購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取り消し

金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

## 振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度 (「振替制度」と称する場合があります。) に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## (参考)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿 (「振替口座簿」といいます。) への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、投資一任口座の資金を運用するためのファンドです。

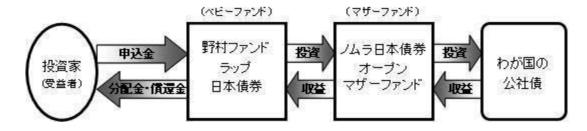
わが国の公社債を実質的な主要投資対象 とし、信託財産の成長を目標に運用を行なうことを基本とします。

NOMURA-BPI 総合(NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合)をベンチマークとします。

ファンドは、「ノムラ日本債券オープン マザーファンド」を親投資信託(「マザーファンド」といいます。)とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

## 《ファミリーファンド方式について》

ファンドは、「ノムラ日本債券オープン マザーファンド」を、親投資信託(マザーファンド)とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



マザーファンドの運用の方針等については、「第 1 ファンドの状況 2 投資方針 (参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

分配金は、税引き後無手数料で再投資されます。なお、お客様と販売会社とのご契約によっては、再投資が行なわれない場合があります。

ファンドは、マザーファンドのほかに、直接公社債等に投資する場合があります。

## 信託金の限度額

受益権の信託金限度額は、1 兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

## <商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。 なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に<mark>網掛け表示</mark>しております。

## (野村ファンドラップ日本債券)

## 《商品分類表》

単位型·追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
		株 式
単位型	国 内	<b>債</b> 券
	海 外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 ( )
		資産複合

## 《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	
一般			
大型株	年 2 回		
中小型株		日本	
	年4回		
債券		北米	ファミリーファンド
一般	年 6 回		
公債	(隔月)	区欠州	
社債			
その他債券	年 12 回	アジア	
クレジット属性	(毎月)		
( )		オセアニア	
	日々		
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・ファンズ
	その他		
その他資産	( )	アフリカ	
(投資信託証券		1	
(債券 一般))		中近東	
\m_+++ A		(中東)	
資産複合		>>> 4*	
		エマージング	
資産配分固定型			
資産配分変更型			

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象 資産 (その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(債券)とが異なり ます。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2013年2月21日現在)

## <商品分類表定義>

## [単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

#### 「投資対象地域による区分 ]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載が あるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

## [投資対象資産による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産 以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる 資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に 源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 「独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF 等の運営に関する規則」に定める MMF をいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF 等の運営に関する規則」に定める MRF をいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成 12 年政令 480 号)第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託 並びに租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

#### [補足分類]

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは 運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する 場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書き で付記できるものとする。

#### <属性区分表定義>

#### 「投資対象資産による属性区分 ]

#### 株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

#### 倩券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

#### 「決算頻度による属性区分 ]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

#### 「投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の 資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### 「投資形態による属性区分 ]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

#### [ 為替ヘッジによる属性区分 ]

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを 行う旨の記載がないものをいう。

## [インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経 225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

#### 「特殊型 つ

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種 指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるもの をいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型 / 絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目

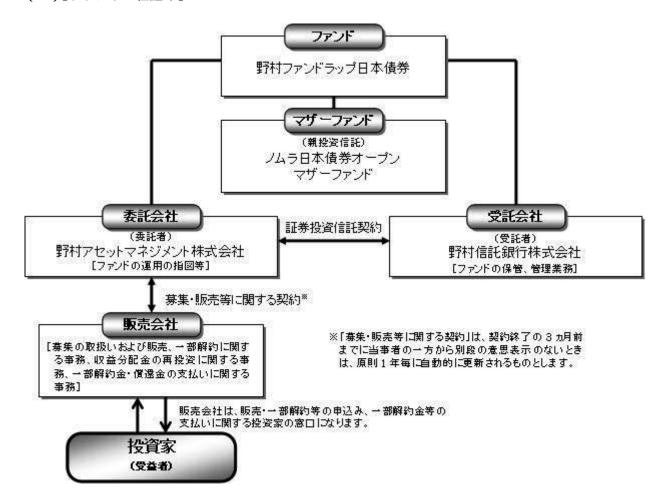
指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

(4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるい は運用手法の記載があるものをいう。

## (2)【ファンドの沿革】

2006年10月4日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

## (3)【ファンドの仕組み】



委託会社の概況(2018年8月末現在)

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

- ・本店の所在の場所 東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
- ・資本金の額

17,180 百万円

・会社の沿革

1959 年 12 月 1 日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村

アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

10 / 124

2000年11月1日 2003年6月27日

## 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更 委員会等設置会社へ移行

## ・大株主の状況

名称	住所	所有株式数 比率
野村ホールディングス株式	会社 東京都中央区日本橋一丁目 9	番 1 号 5,150,693 株 100%

#### 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

- [1] NOMURA-BPI 総合 (NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合)をベンチマークとします。 NOMURA-BPI 総合は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。 NOMURA-BPI 総合の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。 ベンチマークはわが国の債券市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。
- [2]公社債への投資にあたっては、マクロ経済分析、投資環境等のファンダメンタルズ分析およびマーケット 分析等を行なうと共に、セクター分析や個別発行体の信用リスク分析等に基づき、デュレーション、公社 債のセクター(種別・格付別等)配分、個別銘柄選定等をアクティブに決定・変更し、収益の獲得を目指 します。先物取引等も適宜活用します。
- [3]投資する公社債は、主として、NOMURA -BPI 総合の構成銘柄および投資適格格付公社債(投資適格格付 (BBB 格相当以上。BBB-を含みます。)を有している公社債とし、格付のない場合には委託者が同等の信用 度を有すると判断したものを含みます。以下同じ。)とします。なお、投資適格格付公社債以外の公社債へ の投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とし、原則としてB格相当以上(B-を含みます。)の格付を有 しているものに限り投資できるものとします。
- [4] ポートフォリオのデュレーションは、原則として NOMURA-BPI 総合のデュレーションの ± 20%程度の範囲内に 維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断 した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### (2)【投資対象】

わが国の公社債を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、親投資信託である「ノムラ日本債券オープン マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、直接公社債等に投資する場合があります。

デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定しません。

投資の対象とする資産の種類(約款第17条)

この信託において投資の対象とする資産 (本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものと します。

- 1 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものを いいます。以下同じ。)
  - イ 有価証券
  - ロ デリバティブ取引 (金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、下記「(5)投資制限 、 及び 」に定めるものに限ります。)に係る権利
  - ハ 約束手形 (イに掲げるものに該当するものを除きます。)
  - 二 金銭債権(イ及び八に掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2 次に掲げる特定資産以外の資産

## イ 為替手形

有価証券の指図範囲(約款第18条第1項)

委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるノムラ日本債券オープン マザーファンド(「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1 国債証券
- 2 地方債証券
- 3 特別の法律により法人の発行する債券
- 4 社債券および社債券と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券
- 5 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項4号で定めるものをいいます。)
- 6 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項11号で定めるものをいいます。)
- 7 転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得した株券

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該 新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこと をあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定め がある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

- 8 コマーシャル・ペーパー
- 9 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 10 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項10号で定めるものをいいます。なお、公社債投資信託の受益証券に限るものとし、外国の者が発行する証券で、公社債投資信託の受益証券の性質を有するものを含みます。以下同じ。)
- 11 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項18号で定めるものをいいます。)
- 12 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に 表示されるべきもの
- 13 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 14 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 15 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項16号で定めるものをいいます。)

なお、第7号の証券または証書および第9号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券および第9号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第10号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第18条第2項)

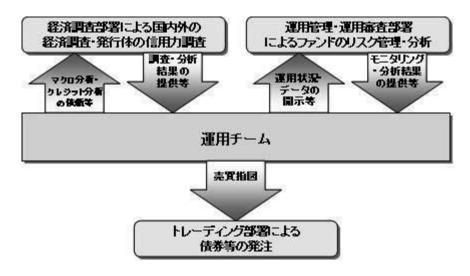
委託者は、信託金を、次の金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項 各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1 預余
- 2 指定金銭信託 (上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。)
- 3 コール・ローン
- 4 手形割引市場において売買される手形
- 5 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの その他の投資対象
- 1 先物取引等
- 2 スワップ取引
- 3 金利先渡取引

金利先渡取引とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」という。)における 決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」という。)までの期間に係る国内又は海外において代 表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」という。) の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ 元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標 利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

## (3)【運用体制】

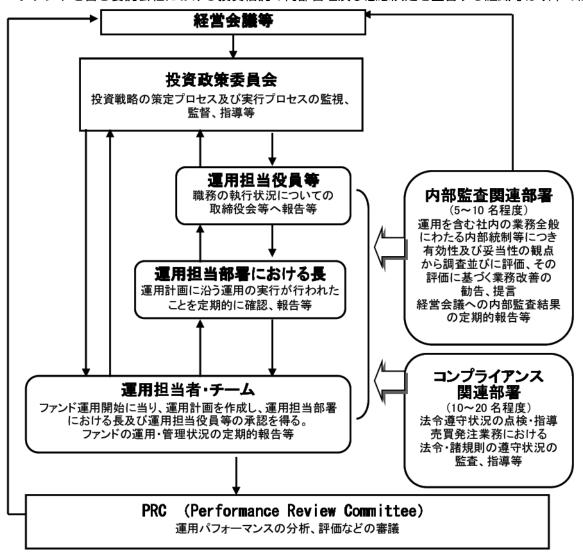
ファンドの運用体制は以下の通りです。



運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

## (4)【分配方針】

毎月の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の 全額とします。

収益分配金額は、上記 の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に 安定分配を行うことを基本とします。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

利子・配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

\*委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

## ファンドの決算日

原則として毎月20日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

#### 分配金のお支払い

分配金は税引き後無手数料で再投資されます\*が、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

\*なお、お客様と販売会社とのご契約によっては、再投資が行なわれない場合があります。

## 分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当 額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

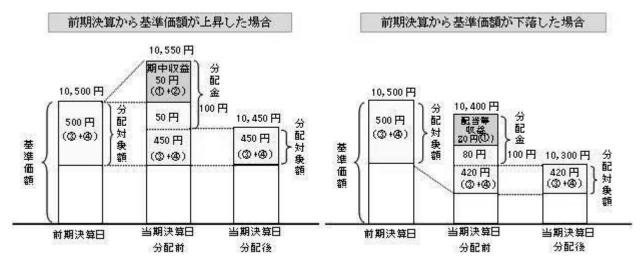


ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配 を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率 <u>を示唆するものではありません。</u>

・<u>計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準</u> 価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、 経費控除後の配当等収益 経費控除後の評価益を含む売買益 分配準備積立金 収益調整金です。

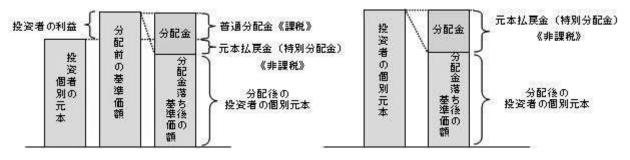


投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全 <u>部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より</u> 基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

普通分配金・・・分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回って いる場合には分配金の全額が普通分配金となります。

元本払戻金・・・分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が

(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)となります。



投資者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除し た額が、その後の投資者の個別元本となります。

(注)普通分配金に対する課税については、後述の「4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

## (5)【投資制限】

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への投資は行ないません。

デリバティブの使用(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法(3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資する株式の範囲(約款第21条)

- ( )委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- ( )上記( )にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。
  - 同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)
  - 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

先物取引等の運用指図(約款第23条)

- ( ) 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
- ( )委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図(約款第24条)

- ( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ( )スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。 ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ( )スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令お

よび一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

( )委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供 あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引の運用指図(約款第26条)

- ( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ( )金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。 ただし、当該取引が、当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ()金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。
- ( )委託者は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

公社債の借入れ(約款第27条)

- ()委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- ( )上記( )の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ()信託財産の一部解約等の事由により、上記()の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ( )上記( )の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第28条)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - 1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額 の 50%を超えないものとします。
  - 2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ( )上記( )に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ( )委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。 資金の借入れ(約款第 35 条)
- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ( )一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金

の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- () 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ()借入金の利息は信託財産中より支弁します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー およびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、 合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となる よう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

## (参考)マザーファンドの概要

(ノムラ日本債券オープン マザーファンド)運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

## 1.基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に運用を行なうことを基本とします。

#### 2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

## (2) 投資態度

公社債への投資にあたっては、マクロ経済分析、投資環境等のファンダメンタルズ分析およびマーケット 分析等を行なうと共に、セクター分析や個別発行体の信用リスク分析等に基づき、デュレーション、公社債 のセクター(種別・格付別等)配分、個別銘柄選定等をアクティブに決定・変更し、収益の獲得を目指しま す。先物取引等も適宜活用します。

投資する公社債は、主として、NOMURA -BPI 総合の構成銘柄および投資適格格付公社債(投資適格格付 (BBB 格相当以上。BBB-を含みます。)を有している公社債とし、格付のない場合には委託者が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。以下同じ。)とします。なお、投資適格格付公社債以外の公社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とし、原則としてB格相当以上(B-を含みます。)の格付を有しているものに限り投資できるものとします。

ポートフォリオのデュレーションは、原則として NOMURA-BPI 総合のデュレーションの±20%程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (3) 投資制限

株式への投資は行ないません。

外貨建資産への投資は行ないません。

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以内とします。 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## 3【投資リスク】

## 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの<u>運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します</u>。

したがって、ファンドにおいて、<u>投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、</u> 損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

## [債券価格変動リスク]

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定 ( いわゆるクーリング・オフ ) の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可 能性があります。

ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに 対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合など には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

## 委託会社におけるリスクマネジメント体制

## リスク管理関連の委員会

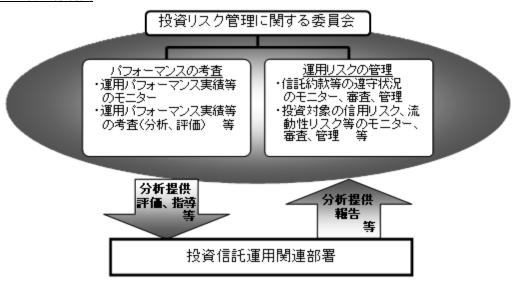
## パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を 行ないます。

## 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

## <u>リスク管理</u>体制図



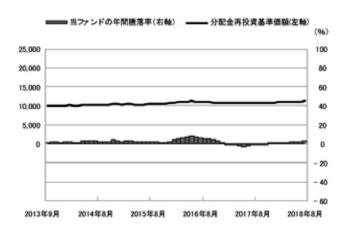
投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

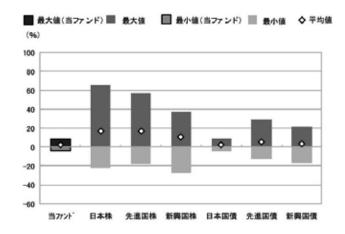
## リスクの定量的比較

## (2013年9月末~2018年8月末:月次)

## 〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉

## 〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉





	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	8.4	65.0	57.1	37.2	9.3	29.1	21.4
最小値(%)	Δ 3.5	Δ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	Δ 12.3	∆ 17.4
平均値(%)	2.0	16.6	16.9	10.9	2.1	5.8	3.1

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \*2013 年 9 月から 2018 年 8 月の 5 年間の各月末における 1 年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \*決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資した ものとみなして計算したものです。2013 年 9 月末を 10,000 として指数化しております。

\* 年間騰落率は、2013 年 9 月から 2018 年 8 月の 5 年間の 各月末における 1 年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

#### <代表的な資産クラスの指数>

- 〇日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 〇先進国株: MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)
- 〇新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 〇日本国債: NOMURA-BPI国債

務を行う際に使用する名称です。

- 〇先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- ○新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

## ■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- ○東証株価指数(TOPIX)(配当込み)・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(㈱東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、㈱東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- OMSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ONOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- OFTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- OJPモルガン・ガバメント・ポンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のバフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる免行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてボジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、ブレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。米国のJ.P. Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)(「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダクト」と呼びます)についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に運動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
  JPMSLLCはNASD、NYSE、SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank、NA JPSI、J.P. Morgan Securities PLC、またはその関係会社が投資銀行業

(出所:株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

申込手数料はありません。

## (2)【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

## (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年 10,000 分の 37.8 (税抜年 10,000 分の 35)の率を乗じて得た額とし、その配分についてはファンドの純資産総額の残高に応じて次の通り (税抜)とします。

<純資産総額><委託会社><販売会社><受託会社>500 億円以下の部分年 10,000 分の 25年 10,000 分の 5年 10,000 分の 5500 億円超 1,000 億円以下の部分年 10,000 分の 26年 10,000 分の 5年 10,000 分の 51,000 億円超の部分年 10,000 分の 27年 10,000 分の 5年 10,000 分の 3

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

## 支払先の役務の内容

23000 23300		
<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに	購入後の情報提供、運用	ファンドの財産の保管・
伴う調査、受託会社への	報告書等各種書類の送	管理、委託会社からの指
指図、法定書面等の作	付、口座内でのファンド	図の実行等
成、基準価額の算出等	の管理および事務手続き	
	等	

## (4)【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該 借入金の利息は信託財産から支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用は信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託 報酬支払いのとき信託財産中から支払われます。

ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額 をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に 0.1%の率を乗じて得た額を 1 口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

\* これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

## (5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税 5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

<換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税>

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により 20.315%(国税 15.315%および地方税 5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は 20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

## 損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》(注2)	《配当所得》
・ <u>特定</u> 公社債 <sup>(注1)</sup> の利子 ・ <u>公募</u> 公社債投資信託の収益 分配金	<u>特定</u> 公社債、 <u>公募</u> 公社債投資信託、上場株 式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益 分配金

- (注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015 年 12 月 31 日以前に発行された公 社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。
- (注 2)株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、 別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

## 法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、 15.315%(国税 15.315%)の税率で源泉徴収 が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。 源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金(解約)時および償還時の課税について

#### [個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

## [法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

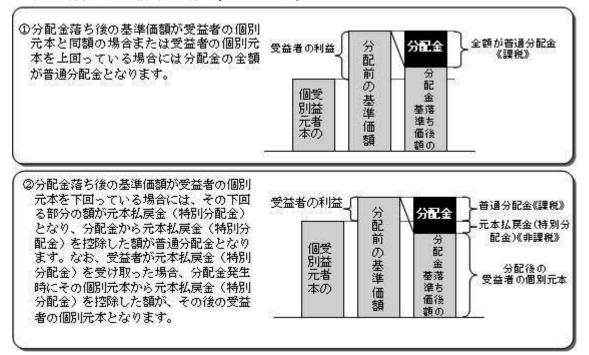
## 個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

## 分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合などには、上記「(5)課税上の取扱い」の内容(2018 年 8 月末現在)が変更になる場合があります。

## 5【運用状況】

以下は2018年8月31日現在の運用状況であります。 また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1)【投資状況】

## 野村ファンドラップ日本債券

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	25,768,122	101.18
現金・預金・その他資産(負債控除後)		301,467	1.18
合計 (純資産総額)	25,466,655	100.00	

## (参考) ノムラ日本債券オープン マザーファンド

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
国債証券	日本	67,545,689,000	45.91
地方債証券	日本	3,171,404,000	2.15
特殊債券	日本	6,482,407,372	4.40
社債券	日本	62,835,185,569	42.71
信託受益権	日本	1,365,317,245	0.92
現金・預金・その他資産(負債控除後)		5,704,806,753	3.87
合計(純資産総額)		147,104,809,939	100.00

## その他の資産の投資状況

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)	
債券先物取引	買建	日本	4,511,400,000	3.00	ô

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## 野村ファンドラップ日本債券

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 ( 円 )	簿価 金額 (円)	評価 単価 ( 円 )	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1			ノムラ日本債券オープン マザー ファンド	18,179,852	1.4178	25,775,395	1.4174	25,768,122	101.18

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	101.18
合 計	101.18

## (参考) ノムラ日本債券オープン マザーファンド

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 ( 円 )	簿価 金額 (円)	評価 単価 ( 円 )	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年)第1 40回	13,900,000,000	119.10	16,555,227,000	118.87	16,522,930,000	1.7	2032/9/20	11.23
2	日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年)第1 63回	11,400,000,000	100.43	11,449,476,000	100.17	11,419,722,000	0.6	2037/12/20	7.76
3	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 41回	8,200,000,000	102.25	8,385,168,000	102.15	8,376,382,000	0.3	2025/12/20	5.69
4	日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年)第1 52回	4,000,000,000	112.07	4,482,980,000	111.89	4,475,640,000	1.2	2035/3/20	3.04
5	日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年)第1 44回	3,400,000,000	116.57	3,963,542,000	116.31	3,954,744,000	1.5	2033/3/20	2.68
6	日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年)第1 64回	3,800,000,000	98.42	3,739,991,000	98.16	3,730,232,000	0.5	2038/3/20	2.53
7	日本	社債券	明治安田生命2014基金特定目的会社第1回特定社債	3,000,000,000	100.26	3,007,967,688	100.26	3,007,967,688	0.51	2019/8/7	2.04
8	日本	社債券	三井住友信託銀 行 第15回劣 後特約付	2,700,000,000	105.03	2,835,999,000	105.11	2,837,997,000	1.62	2022/3/22	1.92
9	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年)第39 0回	2,800,000,000	100.40	2,811,340,000	100.40	2,811,256,000	0.1	2020/7/1	1.91
10	日本	国債証券	国庫債券 利付 (30年)第5 4回	2,600,000,000	100.23	2,606,058,000	99.76	2,593,968,000	0.8	2047/3/20	1.76
11	日本	社債券	三菱東京UFJ銀行 第28回無担保社債(劣後特約付)	2,500,000,000	103.36	2,584,225,000	103.36	2,584,200,000	1.56	2021/1/20	1.75
12	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 49回	2,500,000,000	100.32	2,508,075,000	100.18	2,504,600,000	0.1	2027/12/20	1.70
13	日本	国債証券	国庫債券 利付 (40年)第6 回	1,800,000,000	130.31	2,345,580,000	129.77	2,335,860,000	1.9	2053/3/20	1.58
14	日本	社債券	明治安田生命 2 0 1 6基金特定 目的会社 第 1 回 B 号特定社債	2,000,000,000	100.09	2,001,880,000	100.08	2,001,740,000	0.28	2021/8/9	1.36
15	日本	国債証券	国庫債券 利付 (40年)第9 回	2,200,000,000	83.50	1,837,066,000	83.05	1,827,232,000	0.4	2056/3/20	1.24
16	日本	社債券	三菱東京UFJ銀行 第32回無担保社債(劣後特約付)	1,600,000,000	104.07	1,665,184,000	104.07	1,665,152,000	1.62	2021/6/9	1.13
17	日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年)第1 57回	1,700,000,000	94.78	1,611,311,000	94.55	1,607,469,000	0.2	2036/6/20	1.09
18	日本	社債券	日本生命201 5基金特定目的 会社 第1回特 定社債	1,500,000,000	100.19	1,502,883,975	100.19	1,502,883,975	0.406	2019/8/5	1.02
19	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第3	1,500,000,000	100.09	1,501,455,000	100.00	1,500,000,000	0.1	2028/6/20	1.01

			5 1 回								
20	日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年)第1 61回	1,400,000,000	100.85	1,411,928,000	100.59	1,408,316,000	0.6	2037/6/20	0.95
21	日本	社債券	みずほフィナン シャルグループ 第 1 回劣後特約 付	1,300,000,000	102.87	1,337,388,000	102.82	1,336,699,000	0.95	2024/7/16	0.90
22	日本	特殊債券	貸付債権担保第 103回住宅金 融支援機構債券	1,264,410,000	103.02	1,302,645,758	102.95	1,301,823,891	0.86	2050/12/10	0.88
23	日本	社債券	東京電力パワー グリッド 第5 回	1,200,000,000	100.42	1,205,076,000	100.40	1,204,824,000	0.48	2022/8/31	0.81
24	日本	国債証券	国庫債券 利付 (30年)第5 1回	1,300,000,000	88.02	1,144,312,000	87.63	1,139,242,000	0.3	2046/6/20	0.77
25	日本	社債券	三井住友銀行 第22回劣後特 約付	1,000,000,000	102.66	1,026,660,000	102.64	1,026,480,000	1.43	2020/9/28	0.69
26	日本	社債券	日本電気 第50回社債間限定同順位特約付	1,000,000,000	100.11	1,001,110,000	100.11	1,001,140,000	0.29	2022/6/15	0.68
27	日本	社債券	ロイズ・バンキ ング・グルー プ・ピーエルシ ー 第6回円貨 社債	1,000,000,000	100.12	1,001,280,000	100.09	1,000,950,000	0.65	2023/5/30	0.68
28	日本	社債券	ルノー 第21 回円貨社債(2 018)	1,000,000,000	99.97	999,710,000	99.95	999,510,000	0.36	2021/7/2	0.67
29	日本	社債券	日本電気 第4 9回社債間限定 同順位特約付	1,000,000,000	99.94	999,460,000	99.94	999,460,000	0.11	2020/6/15	0.67
30	日本	社債券	東北電力 第4 90回	1,000,000,000	99.91	999,100,000	99.91	999,110,000	0.22	2023/2/24	0.67

## 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	45.91
地方債証券	2.15
特殊債券	4.40
社債券	42.71
信託受益権	0.92
合 計	96.12

## 【投資不動産物件】

野村ファンドラップ日本債券 該当事項はありません。

(参考) ノムラ日本債券オープン マザーファンド 該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

野村ファンドラップ日本債券

該当事項はありません。

## (参考) ノムラ日本債券オープン マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建 / 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額(円)	投資 比率 (%)
債券先物取引		長期国債先物(6%、10年)(2018年 09月限)	買建	30	日本円	4,514,700,000	4,511,400,000	3.06

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

## 野村ファンドラップ日本債券

2018年8月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額(百万円)		1 口当たり純	資産額(円)
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 5 特定期間	(2009年1月20日)	5,513	5,518	1.0197	1.0205
第6特定期間	(2009年7月21日)	6,537	6,542	1.0166	1.0174
第7特定期間	(2010年1月20日)	9,075	9,087	1.0238	1.0251
第 8 特定期間	(2010年7月20日)	12,622	12,638	1.0422	1.0435
第 9 特定期間	(2011年1月20日)	8,021	8,031	1.0275	1.0288
第 10 特定期間	(2011年7月20日)	2,542	2,545	1.0379	1.0392
第 11 特定期間	(2012年1月20日)	2,126	2,128	1.0414	1.0427
第 12 特定期間	(2012年7月20日)	2,591	2,595	1.0492	1.0510
第 13 特定期間	(2013年1月21日)	3,562	3,566	1.0395	1.0408
第 14 特定期間	(2013年7月22日)	4,503	4,509	1.0317	1.0330
第 15 特定期間	(2014年1月20日)	8,547	8,556	1.0413	1.0425
第 16 特定期間	(2014年7月22日)	26,912	26,937	1.0467	1.0477
第 17 特定期間	(2015年1月20日)	99,651	99,827	1.0742	1.0761
第 18 特定期間	(2015年7月21日)	165,375	165,597	1.0466	1.0480
第 19 特定期間	(2016年1月20日)	201,590	201,856	1.0600	1.0614
第 20 特定期間	(2016年7月20日)	216,746	217,236	1.1048	1.1073
第 21 特定期間	(2017年1月20日)	217,889	218,302	1.0556	1.0576
第 22 特定期間	(2017年7月20日)	154,474	154,681	1.0486	1.0500
第 23 特定期間	(2018年1月22日)	69,263	69,350	1.0446	1.0459
第 24 特定期間	(2018年7月20日)	1,620	1,622	1.0607	1.0620

2017年 8月末日	114,686	1.053	5
9月末日	112,261	1.048	5
10 月末日	110,274	1.046	5
11 月末日	71,324	1.048	5
12 月末日	70,576	1.048	0
2018年 1月末日	68,585	1.044	8
2月末日	32,123	1.049	1
3月末日	31,647	1.049	7
4月末日	31,037	1.047	6
5月末日	1,719	1.060	7
6月末日	1,700	1.060	0
7月末日	1,575	1.056	5
8月末日	25	1.073	0
			•

## 【分配の推移】

## 野村ファンドラップ日本債券

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 5 特定期間	2008年7月23日~2009年1月20日	0.0048円
第6特定期間	2009年1月21日~2009年7月21日	0.0048円
第7特定期間	2009年7月22日~2010年1月20日	0.0063 円
第8特定期間	2010年1月21日~2010年7月20日	0.0078円
第 9 特定期間	2010年7月21日~2011年1月20日	0.0098円
第 10 特定期間	2011年1月21日~2011年7月20日	0.0078円
第 11 特定期間	2011年7月21日~2012年1月20日	0.0078円
第 12 特定期間	2012年1月21日~2012年7月20日	0.0083 円
第 13 特定期間	2012年7月21日~2013年1月21日	0.0093 円
第 14 特定期間	2013年1月22日~2013年7月22日	0.0078 円
第 15 特定期間	2013年7月23日~2014年1月20日	0.0073 円
第 16 特定期間	2014年1月21日~2014年7月22日	0.0065 円
第 17 特定期間	2014年7月23日~2015年1月20日	0.0083 円
第 18 特定期間	2015年1月21日~2015年7月21日	0.0099円
第 19 特定期間	2015年7月22日~2016年1月20日	0.0085円
第 20 特定期間	2016年1月21日~2016年7月20日	0.0141 円
第 21 特定期間	2016年7月21日~2017年1月20日	0.0133 円
第 22 特定期間	2017年1月21日~2017年7月20日	0.0089円
第 23 特定期間	2017年7月21日~2018年1月22日	0.0082円
第 24 特定期間	2018年1月23日~2018年7月20日	0.0076 円

## 【収益率の推移】

## 野村ファンドラップ日本債券

	計算期間	収益率
第 5 特定期間	2008年7月23日~2009年1月20日	1.9%
第 6 特定期間	2009年1月21日~2009年7月21日	0.2%
第7特定期間	2009年7月22日~2010年1月20日	1.3%
第8特定期間	2010年1月21日~2010年7月20日	2.6%
第 9 特定期間	2010年7月21日~2011年1月20日	0.5%
第 10 特定期間	2011年1月21日~2011年7月20日	1.8%
第 11 特定期間	2011年7月21日~2012年1月20日	1.1%
第 12 特定期間	2012年1月21日~2012年7月20日	1.5%
第 13 特定期間	2012年7月21日~2013年1月21日	0.0%
第 14 特定期間	2013年1月22日~2013年7月22日	0.0%
第 15 特定期間	2013年7月23日~2014年1月20日	1.6%
第 16 特定期間	2014年1月21日~2014年7月22日	1.1%
第 17 特定期間	2014年7月23日~2015年1月20日	3.4%
第 18 特定期間	2015年1月21日~2015年7月21日	1.6%
第 19 特定期間	2015年7月22日~2016年1月20日	2.1%
第 20 特定期間	2016年1月21日~2016年7月20日	5.6%
第 21 特定期間	2016年7月21日~2017年1月20日	3.2%
第 22 特定期間	2017年1月21日~2017年7月20日	0.2%
第 23 特定期間	2017年7月21日~2018年1月22日	0.4%
第 24 特定期間	2018年1月23日~2018年7月20日	2.3%

各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(期間中の分配金を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

## (4)【設定及び解約の実績】

## 野村ファンドラップ日本債券

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 5 特定期間	2008年7月23日~2009年1月20日	1,185,579,383	1,783,533,352	5,407,046,373
第6特定期間	2009年1月21日~2009年7月21日	2,156,535,722	1,132,917,785	6,430,664,310
第7特定期間	2009年7月22日~2010年1月20日	3,467,337,445	1,033,332,278	8,864,669,477
第8特定期間	2010年1月21日~2010年7月20日	5,749,229,725	2,502,745,598	12,111,153,604
第 9 特定期間	2010年7月21日~2011年1月20日	217,364,405	4,522,231,060	7,806,286,949
第 10 特定期間	2011年1月21日~2011年7月20日	470,820,999	5,827,261,155	2,449,846,793

第 11 特定期間	2011年7月21日~2012年1月20日	186,412,611	594,521,695	2,041,737,709
第 12 特定期間	2012年1月21日~2012年7月20日	847,597,247	419,782,139	2,469,552,817
第 13 特定期間	2012年7月21日~2013年1月21日	1,298,107,816	340,649,028	3,427,011,605
第 14 特定期間	2013年1月22日~2013年7月22日	1,498,029,236	559,905,070	4,365,135,771
第 15 特定期間	2013年7月23日~2014年1月20日	4,753,875,616	911,214,923	8,207,796,464
第 16 特定期間	2014年1月21日~2014年7月22日	19,035,110,429	1,530,888,842	25,712,018,051
第 17 特定期間	2014年7月23日~2015年1月20日	70,507,114,499	3,450,243,176	92,768,889,374
第 18 特定期間	2015年1月21日~2015年7月21日	78,314,872,102	13,068,908,402	158,014,853,074
第 19 特定期間	2015年7月22日~2016年1月20日	50,997,135,431	18,831,937,366	190,180,051,139
第 20 特定期間	2016年1月21日~2016年7月20日	31,359,535,544	25,345,377,242	196,194,209,441
第 21 特定期間	2016年7月21日~2017年1月20日	32,118,091,342	21,892,994,181	206,419,306,602
第 22 特定期間	2017年1月21日~2017年7月20日	19,860,293,645	78,969,728,990	147,309,871,257
第 23 特定期間	2017年7月21日~2018年1月22日	10,321,387,887	91,324,606,964	66,306,652,180
第 24 特定期間	2018年1月23日~2018年7月20日	1,692,515,535	66,471,161,768	1,528,005,947

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

(円)

12,000

10,000

8,000

6,000

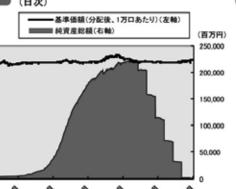
4,000

2,000

## 運用実績 (2018年8月31日現在)

## 基準価額・純資産の推移

(日次)



## 分配の推移 (1万口あたり、課税前)

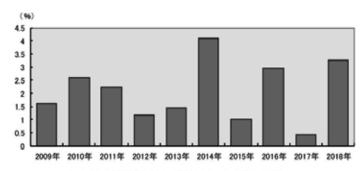
2018年8月	0	円
2018年7月	13	円
2018年6月	13	円
2018年5月	13	円
2018年4月	13	円
直近1年間累計	144	円
設定来累計	1,823	円

## 主要な資産の状況

#### 実質的な銘柄別投資比率(上位)

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	国庫債券 利付(20年)第140回	国債証券	11.4
2	国庫債券 利付(20年)第163回	国債証券	7.9
3	国庫債券 利付(10年)第341回	国債証券	5.8
4	国庫債券 利付(20年)第152回	国債証券	3.1
5	国庫債券 利付(20年)第144回	国債証券	2.7
6	国庫債券 利付(20年)第164回	国債証券	2.6
7	明治安田生命2014基金特定目的会社 第1回特定社債	社債券	2.1
8	三井住友信託銀行 第15回劣後特約付	社債券	1.9
9	国庫債券 利付(2年)第390回	国債証券	1.9
10	国庫債券 利付(30年)第54回	国債証券	1.8

## 年間収益率の推移



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2018年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

<sup>●</sup>ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホー ムページで開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。 取得申込みの受付けについては、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受付けにかか る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル) < 受付時間 > 営業日の午前 9 時 ~ 午後 5 時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

販売の単位は、1円以上1円単位(当初元本1口=1円)とします。

受益権の販売価額は、取得申込日の基準価額とします。

購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは 販売会社にお問い合わせください。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

## <申込手数料>

ありません。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

## 2【換金(解約)手続等】

受益者は、委託者に1口単位で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時までに、解約請求のお申込みが行なわれかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

換金価額は、解約申込みの受付日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

信託財産留保額は、基準価額に 0.1%の率を乗じて得た額を 1 口当たりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社 サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル) <受付時間> 営業日の午前9時~午後5時 インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1 日 1 件 10 億円を超える換金は行なえません。この他に、別途、大口換金には制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して4営業日目から販売会社において支払います。 換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは 販売会社にお問い合わせください。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

## 3【資産管理等の概要】

## (1)【資産の評価】

## < 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法 により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーション による評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

	対象	評価方法	
	公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。	
		日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)	
		金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く)	
		価格情報会社の提供する価額	

残存期間 1 年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ http://www.nomura-am.co.jp/

## (2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を 発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

## (3)【信託期間】

無期限とします(2006年10月4日設定)。

## (4)【計算期間】

原則として、毎月21日から翌月20日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

## (5)【その他】

## (a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部解約により受益権の口数が 20 億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

## (b) 信託期間の終了

- ( )委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」にしたがい信託を終了させる場合は、あらかじめ、解約 しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して 交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、 公告を行ないません。
- ( )上記( )の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ( )上記( )の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。
- ( )委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ( )上記( )から( )までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であ

って、上記( )の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には 適用しません。

- ( )委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ( )委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(e)信託約款の変更( )」に該当する場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。
- ( )受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者 の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの 信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (c) 運用報告書

委託者は、毎年 1 月、7 月に終了する計算期間の末日および償還時に交付運用報告書を作成し、知られたる 受益者に対して交付します。

#### (d)有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を原則毎年1月、7月の決算日を基準に作成し、3ヶ月以内に関東財務局長に提出 します。

#### (e)信託約款の変更

- ( )委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ( )委託者は、上記( )の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする 旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者 に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則 として、公告を行ないません。
- ( )上記( )の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ( )上記( )の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記( )の信託約款の変更をしません。
- ( )委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、 これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書 面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ( )委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記( )から( )までの 規定にしたがいます。

### (f)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.nomura-am.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本 経済新聞に掲載します。

#### (g)反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求するこ

とができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」 ( )または「(e)信託約款の変更」( )に規定する公告または書面に付記します。

### (h)関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の 一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

#### 収益分配金に対する請求権

### 収益分配金の支払い開始日

収益分配金は、税引き後自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

\*なお、お客様と販売会社とのご契約によっては、再投資が行なわれない場合があります。

#### 償還金に対する請求権

#### 償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

### 償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から 10 年間支払請求しないと権利を失います。

### 換金(解約)請求権

#### 換金(解約)の単位

受益者は、受益権を1口単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳し くは販売会社にお問い合わせください。

## 換金(解約)代金の支払い開始日

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、4 営業日目から受益者にお支払いします。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第 193条の 2 第 1 項の規定に基づき、当期(2018年 1月 23日から 2018年 7月 20日まで)の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

## 独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2018年9月7日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

# EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保

業務執行社員 エロスロエー アー版 心 休

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理 状況」に掲げられている野村ファンドラップ日本債券の2018年1月23日から2018年7月20日までの特定期間 の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行っ た。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し 適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表 示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村ファンドラップ日本債券の 2018 年 7 月 20 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

### 1【財務諸表】

### 【野村ファンドラップ日本債券】

### (1)【貸借対照表】

	前期 (2018 年 1 月 22 日現在)	当期 (2018 年 7 月 20 日現在)
資産の部	(2010 + 17) 22 [[%]	(2010 平 7 7 7 20 日兆正)
流動資産		
コール・ローン	319,878,156	6,344,342
親投資信託受益証券	69,194,941,283	1,623,124,215
未収入金	86,900,000	1,300,000
流動資産合計	69,601,719,439	1,630,768,557
資産合計	69,601,719,439	1,630,768,557
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	86,198,647	1,986,407
未払解約金	227,451,887	7,450,612
未払受託者報酬	3,231,152	74,125
未払委託者報酬	20,769,505	444,738
未払利息	349	12
その他未払費用	137,136	2,954
流動負債合計	337,788,676	9,958,848
負債合計	337,788,676	9,958,848
純資産の部		
元本等		

66,306,652,180

2,957,278,583

1,027,009,975

69,263,930,763

69,263,930,763

69,601,719,439

(単位:円)

1,528,005,947

92,803,762

34,133,757

1,620,809,709

1,620,809,709

1,630,768,557

### (2)【損益及び剰余金計算書】

(分配準備積立金)

期末剰余金又は期末欠損金()

元本

純資産合計

負債純資産合計

剰余金

元本等合計

(単位:円) 前期 当期 自 2017年7月21日 自 2018年1月23日 至 2018年1月22日 至 2018年7月20日 営業収益 有価証券売買等損益 494,028,081 237,182,932 営業収益合計 494,028,081 237,182,932 営業費用 支払利息 265,438 120,268 受託者報酬 23,675,332 5,450,233 委託者報酬 164,370,728 33,133,615

その他費用	1,074,491	220,418
営業費用合計	189,385,989	38,924,534
営業利益又は営業損失()	304,642,092	198,258,398
経常利益又は経常損失()	304,642,092	198,258,398
当期純利益又は当期純損失()	304,642,092	198,258,398
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額( )	50,404,214	29,647,421
期首剰余金又は期首欠損金()	7,164,928,355	2,957,278,583
剰余金増加額又は欠損金減少額	510,311,024	83,150,778
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	510,311,024	83,150,778
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,250,930,892	2,998,083,097
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	4,250,930,892	2,998,083,097
分配金	721,267,782	118,153,479
期末剰余金又は期末欠損金()	2,957,278,583	92,803,762

# (3)【注記表】

# (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(主文のない)からいの子がに対し	0.240 /
1.運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券
	基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益
	約定日基準で計上しております。
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理
	的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条
	件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること
	もあります。
4 .その他	当該財務諸表の特定期間は、2018 年 1 月 23 日から 2018 年 7 月 20 日までとなって
	おります。

# (貸借対照表に関する注記)

				当期	
	2018年 1月22日現在			2018年7月20日現	在
1.	特定期間の末日における受益権の総数		1.	特定期間の末日における受益権の紹	総数
	66	6,306,652,180 □			1,528,005,947 口
2 .	特定期間の末日における1単位当たりの	の純資産の額	2.	特定期間の末日における1単位当が	とりの純資産の額
	1 口当たり純資産額	1.0446 円		1 口当たり純資産額	1.0607円
	(10,000 口当たり純資産額)	(10,446円)		(10,000 口当たり純資産額)	(10,607円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記	;)				
前期				当期	
自 2017 年 7月 21 日			自 2018	年 1月23日	
至 2018年 1月22日			至 2018年7月20日		
1.分配金の計算過程		1.分配金の計算過程			
2017年 7月 21 日から 2017年 8月 21 日まで			2018年1月23日から201	8年2月20日ま	で
項目			項目		

項目		
費用控除後の配当等収益額	А	74,650,929 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0 円
収益調整金額	С	11,269,769,784円
分配準備積立金額	D	2,389,633,196円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	13,734,053,909円
当ファンドの期末残存口数	F	109,189,293,155 口
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F × 10,000	1,257 円

項目		
費用控除後の配当等収益額	А	10,914,595 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円
収益調整金額	С	3,226,207,614円
分配準備積立金額	D	500,779,247 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,737,901,456円
当ファンドの期末残存口数	F	30,697,473,964 🏻
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F × 10,000	1,217 円

10,000 口当たり分配金額	Н	14 円	10,000 口当たり分配金額	Н	12 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	152,865,010円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	36,836,968 円
2017年8月22日から201	7年9月20日ま	で	2018年2月21日から201	<u> </u>  8年3月20日ま	で
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	48,425,746 円	費用控除後の配当等収益額	A	16,408,820円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円
収益調整金額	С	11,193,368,029円	収益調整金額	С	3,188,672,198円
分配準備積立金額	D	2,262,137,896 円	分配準備積立金額	D	463,618,010円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	13,503,931,671 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,668,699,028円
当ファンドの期末残存口数	F	108,157,035,373 🏻	当ファンドの期末残存口数	F	30,286,331,742 🗆
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F × 10,000	1,248 円	10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F × 10,000	1,211 円
10,000 口当たり分配金額	H	14 円	10,000 口当たり分配金額	Н	12 円
収益分配金金額	I=F x H/10,000	151,419,849円	収益分配金金額	I=F x H/10,000	36,343,598 円
2017年 9月 21 日から 201	7年10月20日ま	₹で	2018年3月21日から201	8年4月20日ま	で
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	А	42,422,871 円	費用控除後の配当等収益額	А	11,182,810円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円
収益調整金額	С	10,953,727,405 円	収益調整金額	С	3,145,547,679円
分配準備積立金額	D	2,089,433,308 円	分配準備積立金額	D	435,045,322 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	13,085,583,584 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,591,775,811 円
当ファンドの期末残存口数	F	105,618,235,135 🏻	当ファンドの期末残存口数	F	29,849,286,164 口
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F × 10,000	1,238 円	10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F × 10,000	1,203 円
10,000 口当たり分配金額	Н	14 円	10,000 口当たり分配金額	Н	13 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	147,865,529 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	38,804,072 円
2017年10月21日から2017年11月20日まで 2018年4月21日から2018年5月21日まで					
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	Α	42,455,545 円	費用控除後の配当等収益額	Α	0円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円
収益調整金額	С	7,082,921,668 円	収益調整金額	С	172,023,572 円
分配準備積立金額	D	1,283,802,766 円	分配準備積立金額	D	41,660,852 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	8,409,179,979円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	213,684,424 円
当ファンドの期末残存口数	F	68,001,636,739 口	当ファンドの期末残存口数	F	1,590,147,212 口
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F × 10,000	1,236 円	10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F × 10,000	1,343 円
10,000 口当たり分配金額	Н	14 円	10,000 口当たり分配金額	Н	13 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	95,202,291 円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	2,067,191 円
2017年11月21日から20	17年12月20日	まで	2018年 5月22日から201	8年6月20日ま	で
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	А	19,667,705 円	費用控除後の配当等収益額	А	1,023,649 円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円
収益調整金額	С	7,050,701,061 円	収益調整金額	С	177,860,910円
分配準備積立金額	D	1,200,800,339円	分配準備積立金額	D	38,734,505 円

費用控除後の配当等収益額	Α	1,023,649円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円
収益調整金額	С	177,860,910 円
分配準備積立金額	D	38,734,505 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	217,619,064 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,627,110,522 口
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F × 10,000	1,337円
10,000 口当たり分配金額	Н	13 円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	2,115,243 円

8,271,169,105円

67,474,197,184 🏻

1,225円

87,716,456円

13 円

E=A+B+C+D

F

 $\text{G=E/F} \times 10,000$ 

Н

 $I=F \times H/10,000$ 

当ファンドの分配対象収益額

当ファンドの期末残存口数

10,000 口当たり収益分配対

10,000 口当たり分配金額

収益分配金金額

象額

### 2017年12月21日から2018年1月22日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	А	15,585,512円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円
収益調整金額	С	6,946,782,684 円
分配準備積立金額	D	1,097,623,110円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	8,059,991,306円
当ファンドの期末残存口数	F	66,306,652,180 🏻
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F × 10,000	1,215円
10,000 口当たり分配金額	Н	13 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	86,198,647円

### 2018年6月21日から2018年7月20日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	А	886,256円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	0円
収益調整金額	С	167,247,911 円
分配準備積立金額	D	35,233,908 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	203,368,075 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,528,005,947 口
10,000 口当たり収益分配対 象額	G=E/F × 10,000	1,330円
10,000 口当たり分配金額	Н	13 円
収益分配金金額	I=F x H/10,000	1,986,407円

### (金融商品に関する注記)

## (1)金融商品の状況に関する事項

前期	当期
自 2017年 7月 21日	自 2018年 1月23日
至 2018年 1月22日	至 2018年 7月 20日
1.金融商品に対する取組方針	1.金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第	同左
4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用	
の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資とし	
て運用することを目的としております。	
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コー	同左
ル・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の	
2 有価証券関係に記載しております。	
これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及	
び流動性リスクにさらされております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	3.金融商品に係るリスク管理体制
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員	同左
会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行	
なっております。	
市場リスクの管理	
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把	
握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっておりま	
す。	
信用リスクの管理	
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報に関する。	
る情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた	
組入制限等の管理を行なっております。	
流動性リスクの管理	
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を 「押握」 取引量が組入比較等の管理を行かっております。	
把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	

### (2)金融商品の時価等に関する事項

前期	当期
2018年 1月22日現在	2018 年 7 月 20 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	1.貸借対照表計上額、時価及び差額
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	同左
$h_{\circ}$	
2 . 時価の算定方法	2 . 時価の算定方法
親投資信託受益証券	同左
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。	

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。

# (関連当事者との取引に関する注記)

前期	当期
自 2017年 7月 21日	自 2018年 1月23日
至 2018年 1月22日	至 2018年7月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般	同左
の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない	
ため、該当事項はございません。	

### (その他の注記)

### 1 元本の移動

	前期		当期
自	2017年7月21日	自 20	018年1月23日
至	2018年1月22日	至 20	018年7月20日
期首元本額	147,309,871,257 円	期首元本額	66,306,652,180 円
期中追加設定元本額	10,321,387,887円	期中追加設定元本額	1,692,515,535 円
期中一部解約元本額	91,324,606,964 円	期中一部解約元本額	66,471,161,768 円

# 2 有価証券関係 売買目的有価証券

種類	前期 自 2017年7月21日 至 2018年1月22日 損益に含まれた評価差額(円)	当期 自 2018年1月23日 至 2018年7月20日 損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	92,990,798	4,199,398
合計	92,990,798	4,199,398

# 3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

### (4)【附属明細表】

### 第1 有価証券明細表

(1)株式(2018年7月20日現在)

該当事項はありません。

### (2)株式以外の有価証券(2018年7月20日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益 証券	日本円	ノムラ日本債券オープン マザーフ ァンド	1,134,972,530	1,623,124,215	
	小計	銘柄数:1	1,134,972,530	1,623,124,215	
		組入時価比率:100.1%		100.0%	
	合計			1,623,124,215	

(注1)投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

### (参考)

当ファンドは「ノムラ日本債券オープン マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。 なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

### ノムラ日本債券オープン マザーファンド

### 貸借対照表

	(単位:円)
	(2018年7月20日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	6,327,887,827
信託受益権	1,285,791,258
国債証券	71,050,476,000
地方債証券	3,187,067,000
特殊債券	6,541,210,596
社債券	62,828,563,608
派生商品評価勘定	8,374,080
未収入金	3,398,168,000
未収配当金	182,553
未収利息	159,233,133
前払費用	99,734,597
差入委託証拠金	1,680,000
流動資産合計	154,888,368,652
資産合計	154,888,368,652
負債の部	
流動負債	
未払金	2,943,452,000
未払解約金	22,900,000
未払利息	12,764
流動負債合計	2,966,364,764
負債合計	2,966,364,764
純資産の部	
元本等	
元本	106,230,225,859
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金( )	45,691,778,029
元本等合計	151,922,003,888
純資産合計	151,922,003,888
負債純資産合計	154,888,368,652

### 注記表

# (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法 信託受益権、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

先物取引

取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

2.費用・収益の計上基準

受取配当金

原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しておりま す。

投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分

配金額を計上しております。

有価証券売買等損益

約定日基準で計上しております。

派生商品取引等損益

約定日基準で計上しております。

足説明

3.金融商品の時価等に関する事項の補金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理 的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条 件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なること もあります。

> また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引におけ る名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取 引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

#### (貸借対照表に関する注記)

### 2018年7月20日現在

1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額

1口当たり純資産額

1.4301 円

(10,000 口当たり純資産額)

(14,301円)

#### (金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 2018年 1月23日 至 2018年 7月 20日

### 1.金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用 |の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であ ります。

当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。

これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。

当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、債券先物取引を行っております。当該 デリバティブ取引は、対象とする債券・金利等に係る価格変動リスクを有しております。

3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行 なっております。

市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組 入制限等の管理を行なっております。

流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

#### (2)金融商品の時価等に関する事項

### 2018年7月20日現在

1.貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ

2.時価の算定方法

信託受益権、国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### (その他の注記)

### 元本の移動及び期末元本額の内訳

2018 年 7 月 20 日現在	
期首	2018年1月23日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	138,815,339,334 円
同期中における追加設定元本額	25,026,854,539 円
同期中における一部解約元本額	57,611,968,014 円
期末元本額	106,230,225,859 円
期末元本額の内訳 *	
ノムラ日本債券オープン (野村SMA向け)	8,505,692,985 円
野村ファンドラップ日本債券	1,134,972,530 円
ノムラ日本債券オープン(野村SMA・EW向け)	7,819,525,578 円
ノムラ・グローバル・オールスターズ	1,679,066,151 円
ノムラ日本債券オープンF (適格機関投資家専用)	75,100,596,789 円
ノムラ国内債券オープン V A (適格機関投資家専用)	544,466,609 円
ノムラ日本債券オープン(確定拠出年金向け)	11,445,905,217 円

<sup>\*</sup>は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

### 附属明細表

# 第1 有価証券明細表

(1)株式(2018年7月20日現在)

該当事項はありません。

# (2)株式以外の有価証券(2018年7月20日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
信託受益権	日本円	A L B I R E O マスタートラスト シリーズ 1 4 1 2 受益権	6,121,000	6,125,835	
		U TOPUREマスタートラスト シリーズ1512受益権	23,506,000	23,515,402	
		A U R O R A マスタートラスト シ リーズ 1 6 0 2 受益権	65,856,000	65,862,585	
		AURORAマスタートラスト シ リーズ1606受益権	86,532,000	86,525,942	
		Fortuneマスタートラスト シリーズ1609受益権	107,442,000	107,415,139	
		A L B I R E O マスタートラスト シリーズ 1 6 1 1 受益権	129,176,000	129,183,750	
		U T O P U R E マスタートラスト シリーズ 1 6 1 2 受益権	227,700,000	227,709,108	
		A U R O R A マスタートラスト シリーズ 1 7 0 2 受益権	236,442,000	236,512,932	
		Fortuneマスタートラスト シリーズ1703受益権	202,974,000	203,012,565	
		U T O P U R E マスタートラスト シリーズ 1 8 0 5 受益権	200,000,000	199,928,000	

	小計	銘柄数:10	1,285,749,000	1,285,791,258
		組入時価比率:0.8%		0.9%
	合計			1,285,791,258
国債証券	日本円	国庫債券 利付(40年)第6回	1,600,000,000	2,162,640,000
		国庫債券 利付(40年)第9回	2,200,000,000	1,925,814,000
		国庫債券 利付(10年)第336回	300,000,000	311,112,000
		国庫債券 利付(10年)第349回	17,500,000,000	17,648,050,000
		国庫債券 利付(30年)第51回	1,800,000,000	1,637,622,000
		国庫債券 利付(30年)第54回	2,600,000,000	2,694,198,000
		国庫債券 利付(20年)第140回	11,500,000,000	13,875,555,000
		国庫債券 利付(20年)第141回	2,000,000,000	2,416,820,000
		国庫債券 利付(20年)第144回	3,900,000,000	4,608,825,000
		国庫債券 利付(20年)第157回	3,400,000,000	3,289,092,000
		国庫債券 利付(20年)第161 回	1,200,000,000	1,235,664,000
		国庫債券 利付(20年)第163 回	11,400,000,000	11,705,178,000
		国庫債券 利付(20年)第164 回	7,400,000,000	7,439,886,000
		メキシコ合衆国 第25回円貨社債(2018)	100,000,000	100,020,000
	小計	銘柄数:14	66,900,000,000	71,050,476,000
		組入時価比率:46.8%		49.0%
	合計	合計		71,050,476,000
地方債証券	日本円	東京都 公募第762回	100,000,000	100,625,000
		愛知県 公募平成22年度第4回	200,000,000	241,826,000
		愛知県 公募平成27年度第17回	200,000,000	204,408,000
		広島県 公募平成26年度第1回	700,000,000	725,109,000
		埼玉県 公募平成26年度第4回	200,000,000	207,086,000
		名古屋市 公募(20年)第2回	700,000,000	803,432,000
		京都市 公募平成28年度第6回	900,000,000	904,581,000
	小計	<b>金柄数:7</b>	3,000,000,000	3,187,067,000
		組入時価比率:2.1%		2.2%
	合計			3,187,067,000
 持殊債券	日本円	地方公共団体金融機構債券 20年	200,000,000	244,066,000

		第7回		
		地方公共団体金融機構債券 第75 回	300,000,000	308,862,000
		住宅金融支援機構債券 財投機関債 第114回	300,000,000	334,803,000
		成田国際空港 第18回	300,000,000	308,769,000
		西日本高速道路 第27回	200,000,000	206,058,000
		西日本高速道路 第34回	100,000,000	101,144,000
		貸付債権担保第102回住宅金融支 援機構債券	835,460,000	863,706,902
		貸付債権担保第103回住宅金融支 援機構債券	1,271,340,000	1,314,438,426
		貸付債権担保第104回住宅金融支 援機構債券	598,717,000	619,450,569
		貸付債権担保第105回住宅金融支 援機構債券	867,420,000	893,590,061
		貸付債権担保第113回住宅金融支 援機構債券	464,535,000	465,752,081
		貸付債権担保第117回住宅金融支 援機構債券	283,263,000	285,818,032
		貸付債権担保第118回住宅金融支 援機構債券	94,752,000	95,684,359
		貸付債権担保第131回住宅金融支 援機構債券	99,154,000	99,557,556
		貸付債権担保第132回住宅金融支 援機構債券	298,008,000	299,205,992
		貸付債権担保第133回住宅金融支 援機構債券	99,751,000	100,304,618
	小計	<b>銘柄数:16</b>	6,312,400,000	6,541,210,596
		組入時価比率:4.3%		4.5%
	合計			6,541,210,596
吐債券 公債券	日本円	ビー・ピー・シー・イー・エス・エ ー 第 1 回非上位円貨社債	300,000,000	301,899,000
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エ ー 第 2 回非上位円貨社債	1,000,000,000	999,710,000
		クレディ・アグリコル 第1回非上 位円貨社債(2017)	500,000,000	498,360,000
		ロイズ・バンキング・グループ・ピ ーエルシー 第 6 回円貨社債	1,000,000,000	1,001,550,000
		ルノー 第21回円貨社債(201 8)	1,000,000,000	1,000,030,000
		ソシエテ・ジェネラル 第 1 回非上 位円貨社債( 2 0 1 7 )	500,000,000	498,090,000
		五洋建設 第 3 回社債間限定同順位 特約付	100,000,000	100,810,000
		サントリーホールディングス 第5	800,000,000	798,880,000

T		
回社債間限定同順位特約付		
双日 第32回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,146,000
双日 第33回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,302,000
横浜冷凍 第 1 回社債間限定同順位 特約付	100,000,000	100,007,000
大王製紙 第18回社債間限定同順 位特約付	200,000,000	200,116,000
大王製紙 第19回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	100,069,000
三菱ケミカルホールディングス 第 2 1 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,930,000
DIC 第36回社債間限定同順位 特約付	200,000,000	202,650,000
タダノ 第 5 回社債間限定同順位特 約付	400,000,000	412,420,000
キッツ 第3回社債間限定同順位特 約付	500,000,000	506,240,000
日本電気 第47回社債間限定同順位特約付	400,000,000	402,116,000
日本電気 第49回社債間限定同順 位特約付	1,000,000,000	999,510,000
日本電気 第50回社債間限定同順 位特約付	1,000,000,000	1,002,120,000
パナソニック 第13回社債間限定 同順位特約付	500,000,000	507,530,000
パナソニック 第 1 5 回社債間限定 同順位特約付	700,000,000	701,008,000
日立造船 第24回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,185,000
明治安田生命2014基金特定目的会社 第1回特定社債	3,000,000,000	3,008,940,000
日本生命2015基金特定目的会社 第1回特定社債	1,500,000,000	1,503,210,000
日本生命第4回A号利払繰延条項 期限前償還条項付劣後特約付	100,000,000	100,287,000
コンコルディア・フィナンシャルグ ループ 第 1 回期限前償還条項	400,000,000	402,240,000
明治安田生命2016基金特定目的 会社 第1回B号特定社債	2,000,000,000	1,999,440,000
日本生命2017基金特定目的会社 第1回特定社債	300,000,000	300,315,000
明治安田生命2017基金特定目的 会社 第1回特定社債	200,000,000	200,648,000
明治安田生命 第3回A号劣後特約付	300,000,000	304,959,000
日本生命第 1 回劣後ローン流動化利 払繰延条項・期限前償還条項付	100,000,000	100,870,000
		•

	•	•	
丸紅 第87回社債間限定同順位特約付	500,000,000	517,385,000	
兼松 第 3 回無担保社債間限定同順 位特約付	100,000,000	99,982,000	
兼松 第 2 回無担保社債間限定同順 位特約付	100,000,000	99,833,000	
阪和興業 第29回社債間限定同順 位特約付	300,000,000	300,069,000	
阪和興業 第30回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	100,053,000	
伊藤忠エネクス 第14回社債間限 定同順位特約付	200,000,000	206,608,000	
丸井グループ 第26回社債間限定 同順位特約付	300,000,000	302,808,000	
丸井グループ 第30回社債間限定 同順位特約付	500,000,000	498,485,000	
クレディセゾン 第53回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	100,487,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ 第17回劣後特約付	200,000,000	200,208,000	
三菱UFJフィナンシャル・グルー プ 第 1 回劣後特約付	100,000,000	103,076,000	
三井住友トラスト・ホールディング ス 第 1 回劣後特約付	100,000,000	102,648,000	
三井住友トラスト・ホールディング ス 第 5 回劣後特約付	100,000,000	100,772,000	
三井住友トラスト・ホールディング ス 第 7 回劣後特約付	800,000,000	800,880,000	
三井住友トラスト・ホールディング ス 第10回劣後特約付	500,000,000	500,755,000	
三菱東京UFJ銀行 第25回無担保社債(劣後特約付)	500,000,000	513,380,000	
三菱東京UFJ銀行 第28回無担保社債(劣後特約付)	2,500,000,000	2,587,925,000	
三菱東京UFJ銀行 第32回無担 保社債(劣後特約付)	1,600,000,000	1,667,616,000	
三菱東京UFJ銀行 第37回劣後 特約付	700,000,000	731,927,000	
三井住友フィナンシャルグループ 第 1 回劣後特約付	300,000,000	307,824,000	
三井住友フィナンシャルグループ 第 3 回劣後特約付	400,000,000	410,756,000	
りそな銀行 第6回劣後特約付	400,000,000	412,848,000	
りそな銀行 第7回劣後特約付	700,000,000	721,476,000	
リそな銀行 第11回劣後特約付	600,000,000	633,246,000	
千葉銀行 第1回劣後特約付	200,000,000	205,924,000	
三菱UFJ信託銀行 第9回劣後特	200,000,000	208,452,000	
-	·		

約付			
三井住友信託銀行 第 1 5 回劣後特 約付	2,700,000,000	2,839,833,000	
みずほフィナンシャルグループ 第 1回劣後特約付	1,300,000,000	1,341,119,000	
みずほフィナンシャルグループ 第 3回劣後特約付	500,000,000	510,615,000	
みずほフィナンシャルグループ 第 10回劣後特約付	100,000,000	100,987,000	
三井住友銀行 第22回劣後特約付	1,000,000,000	1,027,960,000	
三井住友銀行 第23回劣後特約付	200,000,000	207,016,000	
三井住友銀行 第24回劣後特約付	300,000,000	312,420,000	
興銀リース 第11回社債間限定同順位特約付	400,000,000	400,000,000	
日産フィナンシャルサービス 第4 2回社債間限定同順位特約付	400,000,000	398,500,000	
アコム 第65回特定社債間限定同順位特約付	700,000,000	704,655,000	
アコム 第67回特定社債間限定同順位特約付	600,000,000	601,182,000	
アコム 第68回特定社債間限定同順位特約付	600,000,000	611,928,000	
アコム 第71回特定社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,996,000	
アコム 第72回特定社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,090,000	
アコム 第73回特定社債間限定同 順位特約付	300,000,000	300,426,000	
アコム 第74回特定社債間限定同順位特約付	400,000,000	402,644,000	
ジャックス 第12回社債間限定同 順位特約付	200,000,000	201,608,000	
ジャックス 第13回社債間限定同 順位特約付	800,000,000	809,400,000	
ジャックス 第14回社債間限定同 順位特約付	300,000,000	305,259,000	
ジャックス 第16回社債間限定同 順位特約付	200,000,000	199,892,000	
ジャックス 第17回社債間限定同 順位特約付	100,000,000	100,208,000	
ジャックス 第20回社債間限定同順位特約付	300,000,000	300,324,000	
オリエントコーポレーション 第 7 回社債間限定同順位特約付	300,000,000	301,122,000	
オリエントコーポレーション 第8 回社債間限定同順位特約付	500,000,000	498,675,000	
オリエントコーポレーション 第9	1,000,000,000	996,640,000	

回社債間限定同順位特約付			
オリエントコーポレーション 第 1 0 回社債間限定同順位特約付	500,000,000	499,575,000	
オリエントコーポレーション 第 1 1 回社債間限定同順位特約付	400,000,000	400,348,000	
オリエントコーポレーション 第 1 3 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,063,000	
オリエントコーポレーション 第 1 4 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,326,000	
オリエントコーポレーション 第 1 9 回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,041,000	
アプラスフィナンシャル 第3回社 債間限定同順位特約付	300,000,000	301,251,000	
アプラスフィナンシャル 第 4 回社 債間限定同順位特約付	200,000,000	199,744,608	
三菱UFJリース 第39回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	99,815,000	
三菱UFJリース 第30回社債間 限定同順位特約付	200,000,000	201,494,000	
三井住友海上火災保険第3回利払繰 延・期限前償還条項劣後特約付	100,000,000	100,740,000	
三井住友海上火災保険第4回利払繰 延・期限前償還条項劣後特約付	300,000,000	307,350,000	
損保ジャパン日本興亜第 3 回利払繰 延・期限前償還条項劣後特約付	200,000,000	202,640,000	
N E C キャピタルソリューション 第 1 2 回社債間限定同順位特約	500,000,000	499,910,000	
三菱地所 第 1 回利払繰延条項 期限前償還条項付劣後特約付	100,000,000	100,227,000	
三菱地所 第72回担保提供制限等財務上特約無	300,000,000	337,638,000	
三菱地所 第116回担保提供制限等財務上特約無	200,000,000	205,036,000	
住友不動産 第95回社債間限定同順位特約付	200,000,000	207,924,000	
相鉄ホールディングス 第28回社 債間限定同順位特約付	100,000,000	101,168,000	
相鉄ホールディングス 第31回相 模鉄道株式会社保証付	100,000,000	104,121,000	
相鉄ホールディングス 第33回相 模鉄道株式会社保証付	500,000,000	504,835,000	
相鉄ホールディングス 第36回相 模鉄道株式会社保証付	100,000,000	101,329,000	
東日本旅客鉄道 第53回社債間限定同順位特約付	100,000,000	120,334,000	
近畿日本鉄道 第90回特定社債間限定同順位特約付	200,000,000	202,902,000	
センコー 第6回社債間限定同順位 特約付	100,000,000	100,822,000	
•		L.	

	中部電力 第500回	100,000,000	103,719,000
	中部電力 第511回	400,000,000	397,340,000
	中部電力 第518回	500,000,000	500,220,000
	中部電力 第524回	500,000,000	502,160,000
	関西電力 第507回	900,000,000	901,683,000
	関西電力 第508回	400,000,000	402,396,000
	関西電力 第513回	500,000,000	502,270,000
	中国電力 第381回	300,000,000	312,249,000
	東北電力 第490回	1,000,000,000	1,000,450,000
	九州電力 第430回	300,000,000	304,047,000
	九州電力 第436回	200,000,000	201,714,000
	九州電力 第438回	500,000,000	501,775,000
	九州電力 第443回	1,000,000,000	1,000,200,000
	九州電力 第444回	500,000,000	498,995,000
	北海道電力 第308回	200,000,000	204,530,000
	北海道電力 第320回	200,000,000	202,864,000
	北海道電力 第321回	100,000,000	103,632,000
	北海道電力 第328回	300,000,000	302,616,000
	北海道電力 第340回	400,000,000	402,900,000
	北海道電力 第345回	500,000,000	499,085,000
	東京電力パワーグリッド 第1回	100,000,000	100,318,000
	東京電力パワーグリッド 第2回	600,000,000	606,168,000
	東京電力パワーグリッド 第3回	100,000,000	100,836,000
	東京電力パワーグリッド 第4回	100,000,000	101,185,000
	東京電力パワーグリッド 第5回	1,200,000,000	1,206,624,000
	東京電力パワーグリッド 第7回	500,000,000	502,015,000
	東京電力パワーグリッド 第10回	600,000,000	602,022,000
	東京電力パワーグリッド 第14回	300,000,000	300,162,000
	ファーストリテイリング 第3回特 定社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,165,000
	ソフトバンクグループ 第 5 4 回社 債間限定同順位特約付	100,000,000	100,081,000
小計	銘柄数:137	62,000,000,000	62,828,563,608
	組入時価比率:41.4%		43.4%
合計			62,828,563,608
合計			144,893,108,462

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

### 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

	2018 年 7 月 20 日現在						
種類	契約額等	(円)		評価損益(円)			
		うち1年超	時価(円)				
市場取引							
債券先物取引							
買建	3,614,880,000	-	3,623,280,000	8,374,080			
合計	3,614,880,000	-	3,623,280,000	8,374,080			

### (注)時価の算定方法

### 1 先物取引

### 国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。 上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

### 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

### 野村ファンドラップ日本債券

### 2018年8月31日現在

資産総額	25,913,082円
負債総額	446,427円
純資産総額( - )	25,466,655円
発行済口数	23,733,414□
1口当たり純資産額( / )	1.0730円

# (参考) ノムラ日本債券オープン マザーファンド

### 2018年8月31日現在

資産総額	154,704,277,755円
負債総額	7,599,467,816円
純資産総額( - )	147,104,809,939円
発行済口数	103,787,715,298□
1口当たり純資産額( / )	1.4174円

### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

#### (1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の 受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を 除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

#### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

#### (3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替 口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要 と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることがで きます。

#### (4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

### (5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、 受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### (6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付け、 一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り 扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

### 1【委託会社等の概況】

### (1)資本金の額

2018年8月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000 株

発行済株式総数 5,150,693 株

過去5年間における主な資本金の額の増減:該当事項はありません。

### (2)会社の機構

#### (a)会社の意思決定機構

当社は指名委員会等設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

#### 株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

#### 取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

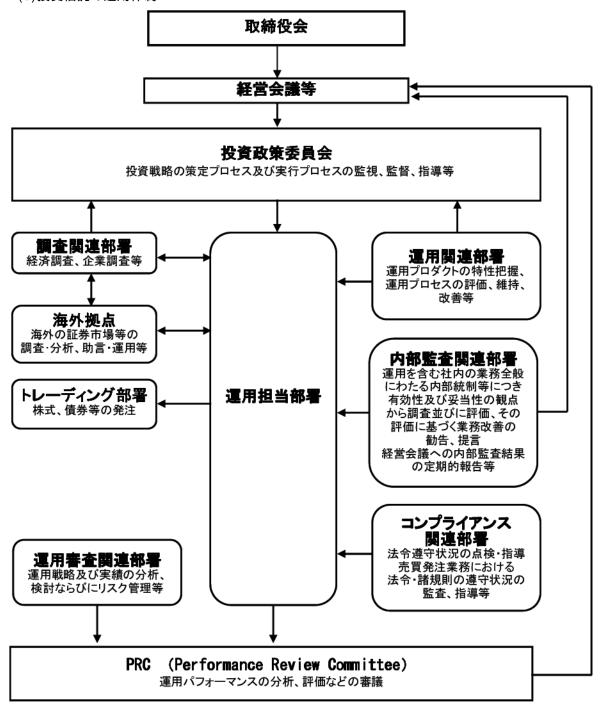
#### 代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

#### 委員会

取締役3名以上(但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者)で構成され、イ)指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、口)報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ)監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うととともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

### (b)投資信託の運用体制



### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2018年7月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	1,007	27,070,500
単位型株式投資信託	124	662,043
追加型公社債投資信託	14	5,538,606
単位型公社債投資信託	395	1,787,765
合計	1,540	35,058,913

### 3【委託会社等の経理状況】

- 1.委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
- 2.財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2017 年 4 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2018年6月5日

野村アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 森 重 俊 寛 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫻 井 雄一郎 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 津 村 健二郎 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第59期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によ

って行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2018年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2018年4月6日付でエイト・リミテッドの株式を取得するとともに、同社の子会社であったエイト証券株式会社の株式を取得している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

# (1)【貸借対照表】

			美年度 3月31日)	当事第 (2018 年 3	
区分	注記 番号		5万円)	金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			127		919
金銭の信託			52,247		47,936
有価証券			15,700		22,600
前払金			33		0
前払費用			2		26
未収入金			495		464
未収委託者報酬			16,287		24,059
未収運用受託報酬			7,481		6,764
繰延税金資産			1,661		2,111
その他			42		181
貸倒引当金			11		15
流動資産計			94,066		105,048
固定資産					
有形固定資産			1,001		874
建物	2	377		348	
器具備品	2	624		525	
無形固定資産			7,185		7,157
ソフトウェア		7,184		7,156	
その他		0		0	
投資その他の資産			13,165		13,825
投資有価証券		1,233		1,184	
関係会社株式		8,124		9,033	
従業員長期貸付金		-		36	
長期差入保証金		44		54	
長期前払費用		37		36	
前払年金費用		2,594		2,350	
繰延税金資産		960		962	
その他		170		168	
貸倒引当金		-		0	
固定資産計			21,353		21,857
資産合計			115,419		126,906

		前事第 (2017 年 3		当事業年度 (2018 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額(百		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			98		133
未払金	1		10,401		17,853
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		31		31	
未払手数料		5,242		7,884	
関係会社未払金		4,438		7,930	
その他未払金		687		2,005	
未払費用	1		9,461		12,441
未払法人税等			714		2,241
前受収益			39		33
賞与引当金			4,339		4,626
流動負債計			25,055		37,329
固定負債					
退職給付引当金			2,947		2,938
時効後支払損引当金			538		548
固定負債計			3,485		3,486
負債合計			28,540		40,816
(純資産の部)					
株主資本			86,837		86,078
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			55,927		55,168
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		55,242		54,483	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		30,635		29,876	
評価・換算差額等			41		11
その他有価証券評価差額金			41		11
純資産合計			86,878		86,090
負債・純資産合計			115,419		126,906

# (2)【損益計算書】

		(自 2016年			美年度 ∓ 4 月 1 日 = 3 月 31 日)	
区分	注記番号	金額(百	百万円)	金額(百万円)		
営業収益						
委託者報酬			96,594		115,907	
運用受託報酬			28,466		26,200	
その他営業収益			266		338	
営業収益計			125,327		142,447	
営業費用						
支払手数料			39,785		45,252	
広告宣伝費			1,011		1,079	
公告費			0		0	
調査費			26,758		30,516	
調査費		5,095		5,830		
委託調査費		21,662		24,685		
委託計算費			1,290		1,376	
営業雑経費			4,408		5,464	
通信費		162		125		
印刷費		940		966		
協会費		76		79		
諸経費		3,228		4,293		
営業費用計			73,254		83,689	
一般管理費						
給料			11,269		11,716	
役員報酬	2	301		425		
給料・手当		6,923		6,856		
賞与		4,044		4,433		
交際費			126		132	
旅費交通費			469		482	
租税公課			898		1,107	
不動産賃借料			1,222		1,221	
退職給付費用			1,223		1,119	
固定資産減価償却費			2,730		2,706	
諸経費			8,118		9,122	
一般管理費計			26,059		27,609	
営業利益			26,012		31,148	

			美年度 ∓ 4 月 1 日 = 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		
区分	注記番号	金額(百		金額(百万円)		
営業外収益						
受取配当金	1	7,397		4,031		
受取利息		0		4		
金銭の信託運用益		684		-		
その他		379		362		
営業外収益計			8,461		4,398	
営業外費用						
支払利息		17		2		
金銭の信託運用損		-		312		
時効後支払損引当金繰入額		16		13		
為替差損		33		46		
その他		9		31		
営業外費用計			77		405	
経常利益			34,397		35,141	
特別利益						
投資有価証券等売却益		26		20		
関係会社清算益		41		-		
株式報酬受入益		59		75		
特別利益計			126		95	
特別損失						
投資有価証券等評価損		6		2		
固定資産除却損	3	9		58		
特別損失計			15		60	
税引前当期純利益			34,507		35,176	
法人税、住民税及び事業税			7,147		10,775	
法人税等調整額			1,722		439	
当期純利益			25,637		24,840	

# (3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位:百万円)

		株主資本							
		貸	資本剰余金		利益剰余金				
	資本金	資 本準備金	その他 資 本 剰余金	剰余金	利 益	その他和 別 途 積立金	利益剰余金 繰 越 利 益 剰余金	利 益 剰余金 合 計	株 主 資 本 合 計
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	43,405	68,696	99,606
当期変動額									
剰余金の配当							38,407	38,407	38,407
当期純利益							25,637	25,637	25,637
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	12,769	12,769	12,769
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837

(単位:百万円)

	評価・換		
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	5,349	5,349	104,956
当期変動額			
剰余金の配当			38,407
当期純利益			25,637
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	5,308	5,308	5,308
当期変動額合計	5,308	5,308	18,078
当期末残高	41	41	86,878

(単位:百万円)

	株主資本								
	資		資本剰余金		利益剰余金				
	資本金	資本	その他資本	資本剰余金	利益	その他和	自益剰余金 繰 越	利益剰余金	株主資本
		準備金剰余金		準備金	積立金	利 益剰余金	合 計	合 計	
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837
当期変動額									
剰余金の配当							25,598	25,598	25,598
当期純利益							24,840	24,840	24,840
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	758	758	758
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078

(単位:百万円)

	評価・掺	(112117313)	
	その他有価証券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	41	41	86,878
当期変動額			
剰余金の配当			25,598
当期純利益			24,840
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	29	29	29
当期変動額合計	29	29	788
当期末残高	11	11	86,090

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券

時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定しておりま

す。)

時価のないもの ... 移動平均法による原価法

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998 年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに 2016 年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下の通りであります。

建物38~50 年附属設備8~15 年構築物20 年器具備品4~15 年

(2) 無形固定資産及び投資その他の資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアに ついては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4 . 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計 上しております。

(2) 賞与引当金

賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の 従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によ り、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしておりま す。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業 年度の翌期に一括して費用処理することとしております。

退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その 発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法 により、発生した事業年度から費用処理することとしております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、 受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基 づく将来の支払見込額を計上しております。

5.消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控

除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。

6.連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

### [ 未適用の会計基準等 ]

- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成30年2月16日)

### (1) 概要

個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いが見直され、また(分類1)に 該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いの明確化が行われております。

(2) 適用予定日

2019年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

#### (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

### [表示方法の変更に関する注記]

(貸借対照表)

前事業年度において、流動負債の「その他未払金」に含めて表示していた「関係会社未払金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「その他未払金」に表示していた4,438百万円は、「関係会社未払金」4,438百万円として組み替えております。

# [注記事項]

# 貸借対照表関係

前事業年度末		当事業年度末		
(2017年3月3	1日)	(2018年3月	月 31 日)	
1.関係会社に対する資産及び負債		1 . 関係会社に対する資産	及び負債	
区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている		区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている		
ものは、次のとおりでありま	:す。	ものは、次のとおりであり	ります。	
未払費用	938 百万円	未払費用	1,781 百万円	
2 . 有形固定資産より控除した減価償却累計額		2 . 有形固定資産より控除した減価償却累計額		
建物	681 百万円	建物	708 百万円	
器具備品	3,331	器具備品	3,491	
合計	4,013	合計	4,200	

# 損益計算書関係

前事業年度		当事業年度		
(自 2016年4月1日	}	(自 2017年4月1日	3	
至 2017年3月31日	∃)	至 2018年3月31日)		
1.関係会社に係る注記		1 . 関係会社に係る注記		
区分掲記されたもの以外で関係	系会社に対するもの	区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの		
は、次のとおりであります。		は、次のとおりであります。		
受取配当金	5,252 百万円	受取配当金	4,026 百万円	
支払利息	17	支払利息	2	
2.役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されて おります。		2.役員報酬の範囲額 (同左)		
3.固定資産除却損		3.固定資産除却損		
建物	-百万円	建物	4 百万円	
器具備品	0	器具備品	0	
ソフトウェア	9	ソフトウェア	53	
合計	9	合計	58	

#### 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	-	1	5,150,693 株

#### 2. 剰余金の配当に関する事項

#### (1)配当金支払額

配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2016年5月13日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 34,973 百万円

配当の原資 利益剰余金

1 株当たり配当額 6,790 円

基準日 2016年3月31日

効力発生日 2016年6月24日

配当財産が金銭以外である場合における当該財産の総額

2016年10月27日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当財産の種類 株式会社野村総合研究所の株式

配当財産の帳簿価額 3,064 百万円

1 株当たり配当額 594 円 87 銭

効力発生日 2016年10月27日

配当財産の種類 株式会社ジャフコの株式

配当財産の帳簿価額 282 百万円

1 株当たり配当額 54 円 93 銭

効力発生日 2016 年 10 月 27 日

配当財産の種類 朝日火災海上保険株式会社の株式

配当財産の帳簿価額 87 百万円

1 株当たり配当額 16 円 89 銭

効力発生日 2016 年 10 月 27 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2017 年 5 月 12 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

# 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額25,598百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額4,970円基準日2017年3月31日

効力発生日 2017年6月23日

#### 当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

#### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	-	-	5,150,693 株

#### 2. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2017年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額
 25,598 百万円
 配当の原資
 利益剰余金
 1株当たり配当額
 4,970 円
 基準日
 2017年3月31日
 効力発生日
 2017年6月23日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2018 年 5 月 14 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額
 24,826 百万円
 配当の原資
 利益剰余金
 1株当たり配当額
 4,820 円
 基準日
 2018年3月31日
 効力発生日
 2018年6月25日

#### 金融商品関係

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、 当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引に ついては、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、 投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。 なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社 である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

#### (2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ 取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどない と認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っており ます。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2017年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	127	127	-
(2)金銭の信託	52,247	52,247	•
(3)未収委託者報酬	16,287	16,287	ı
(4)未収運用受託報酬	7,481	7,481	-
(5)有価証券及び投資有価証券	15,700	15,700	•
その他有価証券	15,700	15,700	-
資産計	91,843	91,843	•
(6)未払金	10,401	10,401	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	1
未払手数料	5,242	5,242	1
関係会社未払金	4,438	4,438	ı
その他未払金	687	687	•
(7)未払費用	9,461	9,461	-
(8)未払法人税等	714	714	-
負債計	20,578	20,578	-

#### 注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### (1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (5) 有価証券及び投資有価証券

#### その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注 2: 非上場株式等(貸借対照表計上額:投資有価証券 1,233 百万円、関係会社株式 8,124 百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注3:金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

			,	· H/313/
	4 <del>4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1</del>	1 年超	5 年超	40 年初
	1年以内	5 年以内	10 年以内	10 年超
預金	127	1	-	-
金銭の信託	52,247	1	1	-
未収委託者報酬	16,287	1	-	-
未収運用受託報酬	7,481	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	15,700	ı	ı	ı
合計	91,843	-	-	-

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、 当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引に ついては、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、 投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバディブ取引は行わない方針であります。 なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社 である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

#### (2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ 取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどない と認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っており ます。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	<u>差額</u>
(1)現金・預金	919	919	-
(2)金銭の信託	47,936	47,936	-
(3)未収委託者報酬	24,059	24,059	-
(4)未収運用受託報酬	6,764	6,764	-
(5)有価証券及び投資有価証券	22,600	22,600	-
その他有価証券	22,600	22,600	-
資産計	102,279	102,279	-
(6)未払金	17,853	17,853	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	7,884	7,884	-
関係会社未払金	7,930	7,930	-
その他未払金	2,005	2,005	-
(7)未払費用	12,441	12,441	-
(8)未払法人税等	2,241	2,241	-
負債計	32,536	32,536	-

# 注1:金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### (1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

# (6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注 2: 非上場株式等(貸借対照表計上額:投資有価証券 1,184 百万円、関係会社株式 9,033 百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

#### 注3:金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	(+12.11)			
	1 年 N 由	1 年超	5 年超	40 年却
	1年以内	5 年以内	10 年以内	10 年超
預金	919	-	-	-
金銭の信託	47,936	-	-	-
未収委託者報酬	24,059	1	-	-
未収運用受託報酬	6,764	1	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	22,600	ı	ı	ı
合計	102,279	-		-

#### 有価証券関係

前事業年度 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(2017年3月31日) 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券(2017年3月31日) 該当事項はありません。
- 3.子会社株式及び関連会社株式(2017年3月31日) 該当事項はありません。
- 4. その他有価証券(2017年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
貸借対照表計上額が			
取得原価を超えるも			
0			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が			
取得原価を超えない			
もの			
譲渡性預金	15,700	15,700	-
小計	15,700	15,700	-
合計	15,700	15,700	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日) 該当事項はありません。 当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

- 1.売買目的有価証券(2018年3月31日) 該当事項はありません。
- 2.満期保有目的の債券(2018年3月31日) 該当事項はありません。
- 3.子会社株式及び関連会社株式(2018年3月31日) 該当事項はありません。
- 4. その他有価証券(2018年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
貸借対照表計上額が			
取得原価を超えるも			
0			
株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が			
取得原価を超えない			
もの			
譲渡性預金	22,600	22,600	-
小計	22,600	22,600	-
合計	22,600	22,600	-

5.事業年度中に売却したその他有価証券(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 該当事項はありません。

#### 前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

#### 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

#### 2.確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	18,692 百万円
勤務費用	889
利息費用	125
数理計算上の差異の発生額	464
退職給付の支払額	634
_ その他	8
退職給付債務の期末残高	19,546

#### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	15,764 百万円
期待運用収益	394
数理計算上の差異の発生額	468
事業主からの拠出額	507
退職給付の支払額	562
年金資産の期末残高	16,572

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,578 百万円
年金資産	16,572
	5
非積立型制度の退職給付債務	2,967
未積立退職給付債務	2,973
未認識数理計算上の差異	2,992
未認識過去勤務費用	371
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	352
退職給付引当金	2,947
前払年金費用	2,594
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	352

#### (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	889 百万円
利息費用	125
期待運用収益	394
数理計算上の差異の費用処理額	412
過去勤務費用の費用処理額	40
確定給付制度に係る退職給付費用	993

#### (5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	49%
株式	39%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

# (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率0.9%退職一時金制度の割引率0.6%長期期待運用収益率2.5%

#### 3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

#### 当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

#### 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企業年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

#### 2.確定給付制度

# (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	19,546 百万円
勤務費用	929
利息費用	167
数理計算上の差異の発生額	1,415
退職給付の支払額	660
その他	0
退職給付債務の期末残高	21,398

# (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	16,572 百万円
期待運用収益	414
数理計算上の差異の発生額	395
事業主からの拠出額	510
退職給付の支払額	518
年金資産の期末残高	17,373

#### (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金 及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	18,163 百万円
年金資産	17,373
	790
非積立型制度の退職給付債務	3,235
未積立退職給付債務	4,025
未認識数理計算上の差異	3,768
未認識過去勤務費用	331
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588
退職給付引当金	2,938
前払年金費用	2,350
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588

#### (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	929 百万円
利息費用	167
期待運用収益	414
数理計算上の差異の費用処理額	244
過去勤務費用の費用処理額	40
確定給付制度に係る退職給付費用	887

#### (5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
	100%

#### 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

# (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率

0.9% 0.5%

退職一時金制度の割引率

長期期待運用収益率

2.5%

# 3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195百万円でした。

前事業年度末		当事業年度末				
(2017年3月31日)		(2018年3月31日)				
1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の	主な原因別の	1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の	主な原因別の			
内訳		内訳				
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円			
賞与引当金	1,345	賞与引当金	1,434			
退職給付引当金	913	退職給付引当金	910			
投資有価証券評価減	417	投資有価証券評価減	417			
未払事業税	110	未払事業税	409			
関係会社株式評価減	247	関係会社株式評価減	247			
ゴルフ会員権評価減	212	ゴルフ会員権評価減	207			
減価償却超過額	171	減価償却超過額	171			
時効後支払損引当金	166	時効後支払損引当金	169			
子会社株式売却損	148	子会社株式売却損	148			
未払子会社役務提供費用	-	未払子会社役務提供費用	121			
未払社会保険料	85	未払社会保険料	107			
関係会社株式譲渡益	88	関係会社株式譲渡益	-			
その他	274	その他	197			
繰延税金資産小計	4,183	繰延税金資産小計	4,543			
評価性引当額	739	評価性引当額	735			
繰延税金資産合計	3,444	繰延税金資産合計	3,808			
繰延税金負債		繰延税金負債	_			
その他有価証券評価差額金	18	その他有価証券評価差額金	5			
前払年金費用	804	前払年金費用	728			
繰延税金負債合計	822	繰延税金負債合計	733			
繰延税金資産の純額	2,621	繰延税金資産の純額	3,074			
2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人 との差異の原因となった主な項目別の内訳	税等の負担率	<ul><li>2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人 との差異の原因となった主な項目別の内訳</li></ul>	税等の負担率			
法定実効税率 (調整)	31.0%	法定実効税率 (調整)	31.0%			
交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されない	0.1%	交際費等永久に損金に算入されない項目 受取配当金等永久に益金に算入されな	0.2%			
項目	6.2%	い項目	3.4%			
タックスヘイプン税制	0.7%	タックスヘイブン税制	1.8%			
外国税額控除	0.2%	外国税額控除	0.2%			
外国子会社からの受取配当に係る外国源		外国子会社からの受取配当に係る外国				
泉税	0.5%	源泉税	0.3%			
その他	0.2%	その他	0.4%			
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.7%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.3%			

#### セグメント情報等

前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

#### 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 2. 関連情報

# (1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### (2)地域ごとの情報

#### 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

# (3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

#### 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 2. 関連情報

#### (1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### (2)地域ごとの情報

#### 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### (3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客 ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 関連当事者情報

# 前事業年度(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

#### 1. 関連当事者との取引

#### (ア)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
							資金の借入 (*1)	24,500	短期借	
親会社	野村ホールデ ィングス株式 会社	東京都	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借 及び購入等	資金の返済	24,500	入金	-
						役員の兼任	借入金利息 の支払	17	未払費用	-

#### (イ)子会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	-	サービス・製 品の購入	自社利用ソ フトウェア 開発の委託 等 (*2)	787	未払費用	-

#### (ウ) 兄弟会社等

	( ) / / / / / / /	アコス								
種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
現会社の 子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに扱 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*3)	33,019	未払手数料	4,486

# (エ)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注)1.上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
    - (\*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
    - (\*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。 なお、株式会社野村総合研究所は、2016 年 10 月 27 日より関連当事者に該当しないこととなったため、取引金額は関連当事者であった期間について、期末残高は関連当事者でなくなった時点について記載しております。
    - (\*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

# 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表 該当はありません。

#### 当事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

#### 1.関連当事者との取引

#### (ア)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
							資金の借入 (*1)	3,000	短期借	
親会社	野村ホールデ ィングス株式 会社 中央区	、株式 <sup>東京都</sup>   594,492   持	持株会社	(被所有) 持株会社 直接 100%	資産の賃貸借 及び購入等	資金の返済	3,000	入金	-	
						役員の兼任	借入金利息 の支払	2	未払費用	-

# (イ)子会社等該当はありません。

#### (ウ) 兄弟会社等

	( ) / / / / / /									
種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに係る 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*2)	37,482	未払手数 料	6,691

#### (エ)役員及び個人主要株主等

該当はありません。

- (注) 1 . 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
    - (\*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
    - (\*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

# 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

#### (1)親会社情報

野村ホールディングス㈱(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

#### 1株当たり情報

前事業年度		当事業年度	
(自 2016年4月1日		(自 2017年4月1日	
至 2017年3月31日)		至 2018年3月31日)	
1 株当たり純資産額	16,867円41銭	1 株当たり純資産額	16,714 円 33 銭
1 株当たり当期純利益	4,977 円 49 銭	1 株当たり当期純利益	4,822 円 68 銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜	
在株式が存在しないため記載しておりません。		在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	25,637 百万円	損益計算書上の当期純利益	24,840 百万円
普通株式に係る当期純利益	25,637 百万円	普通株式に係る当期純利益	24,840 百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693 株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693 株

# [重要な後発事象]

当社は、2018年4月6日付で、香港の金融持株会社である8Limited(エイト・リミテッド、以下「エイト・リミテッド」)の株式の14.9%を取得するとともに、同社の子会社であったエイト証券株式会社(以下「エイト証券」)の株式の78.3%を取得しました。当社のエイト・リミテッド及びエイト証券に対する出資額は、それぞれ約11億円及び約16億円であり、いずれも4月上旬に払込みを行っております。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める 行為

#### 5【その他】

#### (1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

#### (2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

# 約款

#### (野村ファンドラップ日本債券)

#### 運用の基本方針

約款第20条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1.基本方針

ノムラ日本債券オープン マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に 運用を行なうことを基本とします。

#### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

ノムラ日本債券オープン マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、直接公社債等に 投資する場合があります。

#### (2) 投資態度

ノムラ日本債券オープン マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に 運用を行なうことを基本とします。なお、直接公社債等に投資する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### (3) 投資制限

外貨建資産への投資は行ないません。

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

株式への直接投資は行ないません。株式への投資は、転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資 産総額の 10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

#### 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益 (評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、上記 の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を 行ないます。

# 追加型証券投資信託 野村ファンドラップ日本債券

約款

#### (信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法 (大正 11 年 法律第 62 号 ) (以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。 ) の適用を受けます。

#### (信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金100万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

#### (信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

#### (信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第48条第1項、第49条第1項、第50条第1項お よび第52条第2項の規定による解約の日までとします。

#### (受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

#### (当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者 とし、第 7 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

#### (受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については100万口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

# (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

#### (信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「加速管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

#### (受益権の設定に係る受託者の通知)

第 11 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

#### (受益権の申込単位および価額)

第 12 条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。) および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。) をいいます。以下同じ。) は、第 7 条第 1 項の規定により分割される受益権を、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。) を結んだ取得申込者に対し、1 口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

受益者が第43条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申 込日の基準価額とします。

第 1 項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第 2 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口

座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

#### (受益権の譲渡に係る記載または記録)

第 13 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または 記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場 合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停 止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (受益権の譲渡の対抗要件)

第 14 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者 および受託者に対抗することができません。

第15条 <削除>

第16条 <削除>

#### (投資の対象とする資産の種類)

第17条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

#### イ.有価証券

- 口. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条 及び第26条に定めるものに限ります。)に係る権利
- 八.約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
- 二.金銭債権(イ及び八に掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ.(削除)

#### 口. 為替手形

#### 八.(削除)

#### (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第 18 条 委託者は、信託金を、主として野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるノムラ日本債券オープン マザーファンド (以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1. 国債証券
- 2. 地方債証券
- 3.特別の法律により法人の発行する債券
- 4. 社債券および社債券と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。
- 5. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 6.投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 7. 転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得した株券
- 8. コマーシャル・ペーパー
- 9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 10.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。なお、公社債投資信託の受益証券に限るものとし、外国の者が発行する証券で、公社債投資信託の受益証券の性質を有するものを含みます。以下同じ。)
- 11. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 12.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 13.外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 14.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 15.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第7号の証券または証書および第9号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券および第9号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第10号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用するこ とを指図することができます。

- 1.預金
- 2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

前項においてマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (受託者の自己または利害関係人等との取引)

第19条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第29条において同じ。)、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第17条および前条に掲げる資産への投資等ならびに第27条、第28条および第35条に掲げる取引を行なうことができます。

#### (運用の基本方針)

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

#### (投資する株式の範囲)

第21条 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録 されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。 (同一銘柄の株式への投資制限)

第22条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

#### (先物取引等の運用指図)

第23条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第

8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号口に掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号八に掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに 外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図を することができます。

#### (スワップ取引の運用指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取り金利または 異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいま す。)を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、 法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担 保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (金利先渡取引の運用指図)

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引を行なうことの 指図をすることができます。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 4 条に定める信託期間を 超えないものとします。ただし、当該取引が、当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこ の限りではありません。

金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (公社債の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資 産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債 の一部を返還するための指図をするものとします。

第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものと します。

#### (信託業務の委託等)

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める 信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含 みます。)を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合 していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、 受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができる ものとします。

- 1.信託財産の保存に係る業務
- 2.信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### 第30条 (削除)

#### (混蔵寄託)

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (有価証券売却等の指図)

第33条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券 の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第34条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (資金の借入れ)

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託 財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信 託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から 信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間と し、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合 計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総 額の 10%を超えないこととします。 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### (損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

# (受託者による資金の立替え)

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、毎月21日から翌月20日までとすることを原則とします。ただし、 第1計算期間は信託契約締結日から平成19年1月22日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告)

第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### (信託事務の諸費用および監査費用)

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」 といいます。)に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

# (信託報酬等の総額)

第 41 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 38 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託 財産の純資産総額に年 10,000 分の 35 の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配方式)

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1.配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、 諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係 る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以 降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### (収益分配金の再投資)

第43条 収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、受託者が委託者の指定する預金口 座等に払い込むことにより、販売会社に交付されます。

販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行ないます。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

#### (償還金および一部解約金の支払い)

第44条 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

一部解約金 (第 47 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。) は、第 47 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4 営業日目から当該受益者に支払います。

前 2 項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

#### (償還金の時効)

第45条 受益者が、信託終了による償還金について前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第46条 受託者は、収益分配金については第43条に規定する交付開始前に、償還金については第44条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第44条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (信託の一部解約)

第47条 受益者 (販売会社を含みます。以下本条において同じ。) は、自己に帰属する受益権につき、 委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から当該基準価額に 0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止 以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行 の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最 初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算さ れた価額とします。

## (信託契約の解約)

第 48 条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 20 億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記

載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。 ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

第 3 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条の規定に したがいます。

## (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に 背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請 求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、 第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。 (信託約款の変更)

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとす る旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超える ときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告 し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての 受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

#### (反対者の買取請求権)

第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第48条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第48条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

## (運用報告書に記載すべき事項の提供)

第54条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

### (公告)

第55条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

http://www.nomura-am.co.jp/

前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## (質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 55 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### (信託約款に関する疑義の取扱い)

第56条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。 (付則)

第1条 第43条第3項および第44条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条

の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条(受益証券の種類)から第16条(受益証券の再交付の費用)の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。第3条 約款第26条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」という。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」という。)までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」という。)の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成18年10月4日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号 委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号 受託者 野村信託銀行株式会社

## (ノムラ日本債券オープン マザーファンド)

#### 運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

## 1.基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目標に運用を行なうことを基本とします。

# 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

公社債への投資にあたっては、マクロ経済分析、投資環境等のファンダメンタルズ分析およびマーケット分析等を行なうと共に、セクター分析や個別発行体の信用リスク分析等に基づき、デュレーション、公社債のセクター(種別・格付別等)配分、個別銘柄選定等をアクティブに決定・変更し、収益の獲得を目指します。先物取引等も適宜活用します。

投資する公社債は、主として、NOMURA-BPI 総合の構成銘柄および投資適格格付公社債(投資適格格付(BBB 格相当以上。BBB-を含みます。)を有している公社債とし、格付のない場合には委託者が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。以下同じ。)とします。なお、投資適格格付公社債以外の公社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とし、原則としてB格相当以上(B-を含みます。)の格付を有しているものに限り投資できるものとします。

ポートフォリオのデュレーションは、原則としてNOMURA-BPI総合のデュレーションの±20% 程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、 委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (3) 投資制限

株式への投資は行ないません。

外貨建資産への投資は行ないません。

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則と

してそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

## 親投資信託

## ノムラ日本債券オープン マザーファンド

約款

## (信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正 11 年 法律第 62 号)(以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。)の適用を受けます。

#### (信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金20億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

委託者は、受託者と合意のうえ、金 2 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託 を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

#### (信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第36条第1項、第36条第2項、第39条第1項 第40条第1項および第42条第2項の規定による解約の日までとします。

## (受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに 掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資 家私募により行なわれます。

## (受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセット マネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

## (受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については20億口を上限に、追加信託によって生じた 受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

## (追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の追加信託または信託契約の一部解約(以下「一部解約」といいます。)の処理を行なう前の信託財産の資産総額(信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得たものとします。)から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を追加信託または一部解約を行なう前の受益権総口数で除した金額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

### (信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。 (受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第 10 条 委託者は、前条第 1 項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

### (投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

## イ.有価証券

- 口. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条、第15条 及び第16条に定めるものに限ります。)に係る権利
- 八.約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
- 二.金銭債権(イ及び八に掲げるものに該当するものを除きます。)
- 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- イ.(削除)
- 口. 為替手形
- 八.(削除)

### (有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券と みなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1. 国債証券
- 2. 地方債証券
- 3.特別の法律により法人の発行する債券
- 4. 社債券および社債券と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。
- 5. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。) 5の2. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

- 6. コマーシャル・ペーパー
- 7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 8.投資信託または外国投資信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。なお、公社債投資信託の受益証券に限るものとし、外国の者が発行する証券で、公社債投資信託の受益証券の性質を有するものを含みます。以下同じ。)
- 9. 外国貸付債権信託受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 10.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ(3)に定めるものに限る)
- 11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 12. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 13. 抵当証券 (金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号から第5号の2までの証券および第7号の証券のうち第1号から第5号の2までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第8号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を 超えることとなる投資の指図をしません。

## (運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

### (先物取引等の運用指図)

第 14 条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号口に掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号八に掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引

所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。

委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに 外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図を することができます。

## (スワップ取引の運用指図)

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取り金利または 異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいま す。)を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、 法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### (金利先渡取引の運用指図)

第 16 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引を行なうことの 指図をすることができます。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を 超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの 限りではありません。

金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

# (同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第17条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時 価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

第 18 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で 貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社 債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものと します。

#### (公社債の借入れ)

第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資 産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債 の一部を返還するための指図をするものとします。

第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

#### (保管業務の委任)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

#### (有価証券の保管)

第21条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

#### (混蔵寄託)

第 22 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。) および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。) から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

### (一括登録)

第23条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

## (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

## (有価証券売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等 およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (損益の帰属)

第27条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属 します。

## (受託者による資金の立替え)

第28条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、 信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り 入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第29条 この信託の計算期間は、毎年8月28日から翌年8月27日までとすることを原則とします。 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当

日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告)

第30条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

## (信託事務の諸費用)

第31条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

## (信託報酬)

第32条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

## (利益の留保)

第33条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

# (追加信託金および一部解約金の計理処理)

第34条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

#### (信託の一部解約)

第35条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行なう日の一部解約または追加信託の処理を行なう前の信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を一部解約または追加信託を行なう前の受益権総口数で除した金額に、 当該解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

#### (信託契約の解約)

第36条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。 この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を 記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に 係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告 し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての 受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

## (償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第37条 受託者は、信託が終了したときは、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

## (償還金の支払いの時期)

第38条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者 に支払います。

### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第39条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第43条の規定に したがいます。

### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第40条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第43条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

## (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第41条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第42条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に 背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請 求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、 第43条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。 (信託約款の変更)

第43条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、 受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとす る旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする 旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受 益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したとき は、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告 し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての 受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### (反対者の買取請求権)

第44条 第36条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第36条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第36条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第45条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。 (運用報告書)

第 46 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。 (公告)

第 47 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。 http://www.nomura-am.co.jp/

前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。 (付則)

第1条 約款第16条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」という。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」という。)までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」という。)の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

# 上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成13年8月28日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号 委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号 受託者 野村信託銀行株式会社